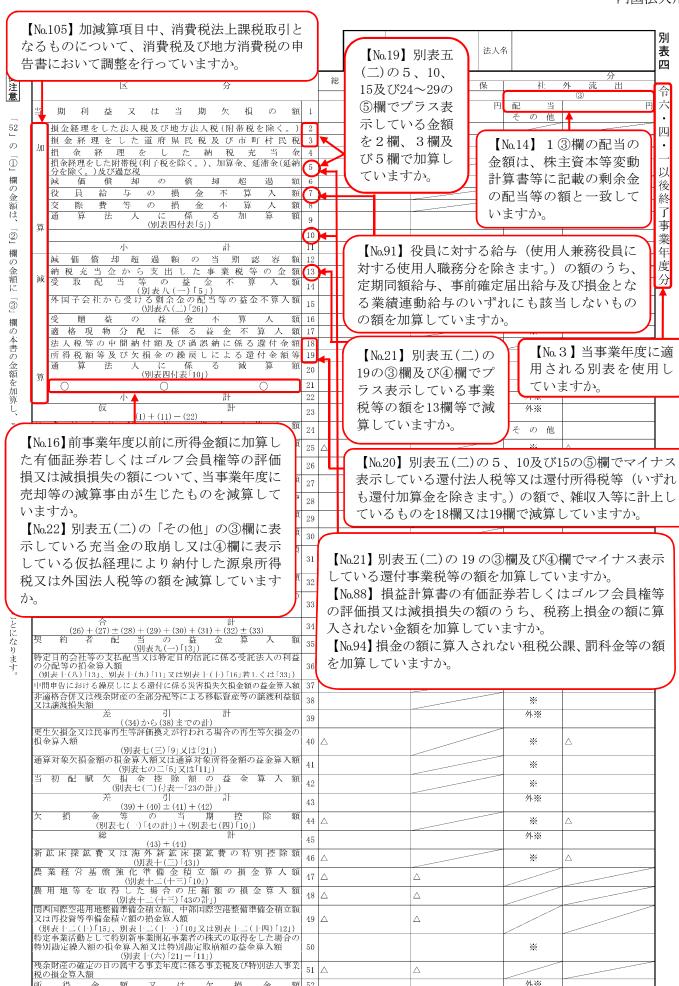
【No.8】当事業年度終了の時における資本	
金の額若しくは出資金の額が1億円超の法	概点 図 関 【No.1】電子申告義務があ
人である場合又は一若しくは完全支配関係 のある複数の大法人に発行済株式等の全部 整理番号	
を保有されている法人等である場合、年800	和一般の一般の中日音业の
万円以下の所得について、軽減税率を適用は人区の	激演出 5 (独立の存成項 アコロリカ as 八 ゼント yets)
していませんか。	書 書類の全てを電子申告に 月
また、適用除外事業者に該当する場合、 - 職場現在の資本金	Particle and Sauted the Company of the
「年800万円以下の所得について、指伝上の軽   同非区グ   同非区グ	予問機を経 同様会社 非同僚会社
旧海税地及旧法人名	
代表者	日 資借対照表、損益計算書、株主/社則・資本等変 類 経計算事文は批益金処分表、勘定科目の取用側 素、要求銀次書、組織再編版に係る受約素等の分組 学し、組織刀編版に係る受約素質等の分組
令和 年 月 月 日 事業年度分の 課税事業年度分の地	(治) (細) (細)
令和	<u>◆和 ← 日 日〉</u>   模理士法第30条   / / /   模理士法第33条   (有)   <b>)</b> / 字面提出有 (有)   <b>)</b>
【No.2】法人税の確定申告書には、次の記述を表現である。 は、	
(1) 貸借対照表、損益計算書(販売費及で 法 人 (2) 株主資本等変動計算書等(株主資本等	が一般官理貨の内訳書を含みます。) 等変動計算書、社員資本等変動計算書又は
(48) + (49)	
の 報 新 独 除 (3) 勘定科目内訳明細書	
相当 額等の  (4) 会社事業概況書(完全支配関係がある	5法人との関係を系統的に示した図を含み
T   社利課税土地線    告地域   同上に対・ (5) 組織再編成に係る契約書等の写し(終	日総再編成が行われた場合)
<sup>  </sup>	h
[C] [A] [M] [M] [M] [M] [M] [M] [M] [M] [M] [M	つうち、税額又は所得金額を減少させる規 [77] [7]
本   同上に対   定等の適用を受けようとする場合) (租	特透明化法第3条)
法	選よる還付請求税額「「」
人 (2 )	Mo.3 】 当事業年度に適用され   Mo.3 】 ものまた   Mo.3 】 ものま   Mo.3 】 ものまた   Mo.3 】 ものまた   Mo.3 】 ものまた   Mo.3 】 ものまた   Mo.3 】 もの
Tologia	額  (21) + (22) + ( る別表を使用していますか。
世 を止しく記載していま すか。	この申告が修正申告である場合の この中告により制付すべき法人税 概又 は減少する 遺行 節決 発顔 25
算 <sup>(2)</sup>	瀬又は減少する遺行前が軌間 23
中間申告分 <mark>今法人祝</mark> [14] 0 0 0	(湖表七(→)「4の計」+(別表七(→)「9」」 26 若しくは「2.」又は別表七(四)「10」)
差別確定 (中間 P 古の場合はその	翌期へ繰り越す欠損金額 (別表七()「5の合計」)
課税 基 所得 金額に対する法人秘涵 (2) (2) (4) (4) (6) (4) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	で 外国税額の窓付金額 (67) 41 41
大標準の 税	市
の 法計 課税 標 準 法 人 税 額 30 日 人 分 (24) + (29)	市
告 <sup>地 方 法 人 税 額</sup> (31) 【No.7】地方法人税額の	額 (41) 〒(42)
曹 税額維除超過網当額の加算額 32 計算につき、別表一次葉	
よ 課税 間保金額に はる地方法人税 第33	
る	この申告が修正中告である場合のこの 申告により結付すべき地方法人税額     44
方。 分亞時萬整件開報館。 據度194日開報館。 (報答社會の建設額 25	剰余金・利益の配当
法 智等等等 2 過大中告の 36 更正に伴う控係地方法人稅額 36	(剰余金の分配)の金額
税外国税額の控除額25	後の分配又は 引渡しの日
の差引地方法人税額38 000 000 000 000 000 000 000 000 000 0	選す     銀 行     本店・支店     郵便局名等       付る     金庫・組合     出 張 所 預金
(34) - (35)     (36) - (37)       (34) = (35)     (36) - (37)       (36) = (37)     (37)       (37)     (37)       (38)     (39)       (39)     (30)       (30)     (30)       (31)     (30)       (32)     (30)       (33)     (30)       (34)     (30)       (35)     (36)       (37)     (37)       (38)     (39)       (39)     (30)       (30	20
	よ
地方法 外館 叙酒とし、マイナス (38) - (39) (の場合は (42) へ記入 (40)	と等  ※税務署処理欄
	税理生

			事年	F 業 度等			ž	去人名			別表
	<del></del> 法	人 税		———— 頁	の	計	 算				—— 次 葉
(1) のうち中小法人等の年800万円相当額 以下の金額 ((1)と800万円× - 付表15.)	45		000	(45)	の 15 %	%又は1	9%相	当 額	48		令六・
【No.8】当事業年度終了の時におけ 一若しくは完全支配関係のある複 合、年800万円以下の所得について また、適用除外事業者に該当する 適用していませんか。	数の大 、軽減	法人に発 税率を適	行済材 用して	朱式等	等の≦ せん	全部を伊 か。	保有さ	れてい	いる	法人等である	場をという。
所得の金額に対する法人税額 (28)	51		000	(51)	の	10.3%	相	当 額	53		業年
課税留保金額に対する法人税額 (29)	52		000	(52)	の	10. 3 %	相	当 額	54		—— <u></u> 度 等 分
<b>この申</b>	告が	修正	申台	告 で	あ	る場	合	の計	算		
<sup>注</sup> 【No.7】地方法人税額の 人 より計算していますか。	計算に	つき、51	<b>~</b> 54相	闌に		定地 方					
税 告 額 前 還 付 金 額	外 56			人税額の	欠損	付  員金の繰 付	金	(N		】当事業年度	
計	57		00	計 算 (( +(	べき 40)-(5	申告に き地方 (8)) 若し なは(((5 と書)))	法 人 くは((4	ます		別表を使用。	
	土	地譲	渡和	兑 額	i の	内部	5				
<ul><li>土 地 譲 渡 税 額 (別表三(二)「25」)</li><li>同 上 (別表三(二の二)「26」)</li></ul>	62		0	土		譲 ( 長三(三)			64		00
地方法人税		に係る	外	国	税	額の	控除	額	Ø	計算	
外国税額(別表六(二)「56」)控除した金額(37)	65 <del>←</del>	【No. 7 表六( 一致 l		つ56欄	側の金		うった 6)	金額	67		

同族会	土等の判定に関する明細	]書	事 業年 度	· · ·	法人名		
期ま	天 現 在 の 発 行 済 総 数 又 は 出 資 の 総	株 1 内	特 出 (21) <i>0</i>	) 📙	当事業年度 使用してい		わる
	と(21)の上位3順位 な数又は出資の金		定株式	数 等 に よ (11)	る判定	2	0)
族株式	t 数 等 に よ る 判 (2) (1)	定 3 人	% 同	(1)		<b>)</b>	
会期末		No.11】貸借対用	<sub>佐</sub> (22)の 照表に自己株式	上位1順位の を計上して			9
(20)	1 (00) ~ 1 (b, 0 H)		の内書に記載し 数から除いて割				
ż∔	t 権 の 数 に よ る 判 (5)	定 6		社員の1人及び 合計人数のうち		5	
<u> </u>   10】17様	<sup>(4)</sup> 『が50%超、かつ、当事		サビお 川 社 員	の数によ (15)	る判定	6	0
る資本金の	の額若しくは出資金の	額が1億円超	である	(7)			
発行済株.	告しくは完全支配関係 式等の全部を保有され	ている場合等、	((12)	同 族 会 社 の (14)又は(16)のうち	判定割分1	7)	
(一)を作り	<b>戏・</b> 添付していますか (7)	·	/			特定同	族会社
	失 会 社 の 判 定 割 (6)又は(9)のうち最も高い割		————判	定結	· 果 1	1	会 族 会
	判定基準	となる	株 主 等 の	株式数	等の明	月細	
順位		(H B ) == H		株式を被支配会	数又は出		
株式議	判定基準となる株主	(仕員)及び同族	関係者 なる株主 と の 続	等压力	休 土 寺	その他の 株式数又は 出資の金額	の 株 王 章 議決権の数
数等 権数		氏名又は法。		19	20	四員の並領	22
	<b>Y</b>		本				
	】21欄又は22欄に記 こ、同一の株主グループ こんか。					ま主グルー	プとして

特定同族会社の留保金額に対する税額 る明細書	質の計算に関す	事業 法人名 法人名	万 え え
留 保 金 額	に対	ト る 税 額 の 計 算	-   -  -
課 税 留 保 金	額	税	ſ
年 3,000 万 円 相 当 額 以 下 の 金 額 ((21)又は(3,000万円× 12 )のいずれか少ない金額)	1 1 000	(I) の 【No.3】当事業年度に適用され る別表を使用していますか。	可 ラ
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((((21) - (1))又は(1億円× 12 - (1))のいずれか少 ない金額)			— 「 」 〔
年 1 億 円 相 当 額 を 超 え る 金 額 (21)ー(1)ー(2)	g 3 000	(3) の 20 % 相 当 額 7	<b>彩</b> -
計 (21) (1) + (2) + (3)	4 000	計 (5) + (6) + (7)	一身を
課稅	留 保	2 額 の 計 算	Ľ
留 保 所 得 金 額 (別表四「52の②」)	9 円	住民中小企業者等以外の法人	可
当 前期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。) (前期の(11))	V + v // ·	12】10欄の金額は、前事業年度の11欄 額と一致していますか。	
期 当期末配当等の額(通算法人間配当等の額を除く。) 法 人 税 額 及 び 地 万 法 人 税 額 の 合 計 額	$\mathbf{Y}$	の 基中 小 企 業 者 等 遊	
留 (((別表・「2」-「3」+「4」+「6」+「9の外書」-「11」-「18」) - 別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)+		民 と な (別表 「2]+「4]+「6]+「9の外書」-「11]-「 17)-(別表 (大) [2]+「0ののいから[9のの] 23	$\downarrow$
【No.13】11欄には、当事業年度での日までに決議があった配当等の		あり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定 いますか。	
(28)	13	税 (初)	4
金 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表十七(三の六)「I」)	14	住 民 税 額 ((22)又は(23))×10.4%	
額 法 人 税 額 等 の 合 計 額 (12)+(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15	額 特	
通 算 法 人 の 留 保 金 加 算 額 (別表三(・)付表二[5])	16	定 お足 前間 張の 観の 自 計 観 に 係る 狂 訴 越 25 寄 (特定 寄附金の額の 合計額) × 40%	
通 算 法 人 の 留 保 金 控 除 額 計 (別表三(・)付表二「10」)	17	金 調 整 地 方 税 額 に 係 る 控 除 額 を ((24)+(別表ー「11]+「17])×10.4%-(別 26 表大(二)付表大「7の計」)×10.4%)×20%	
他の法人の株式又は出資の基準時の直前における 帳簿価額から減算される金額 (別表三(一)付表一「19」)	5 18	支 (マイナスの場合は 0) 計 出	-
当期留保金額(9)+(10)-(11)-(15)+(16)-(17)-(18)	19	た 住 民 税 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 場 ((25)又は(26)のいずれか少ない金額) 27	
留保控除額(別表三(一)付表 「「33」)	20	算 合 住 民 税 額	
課 税 留 保 金 額 (19)-(20)	21 000	(24) - (27)	

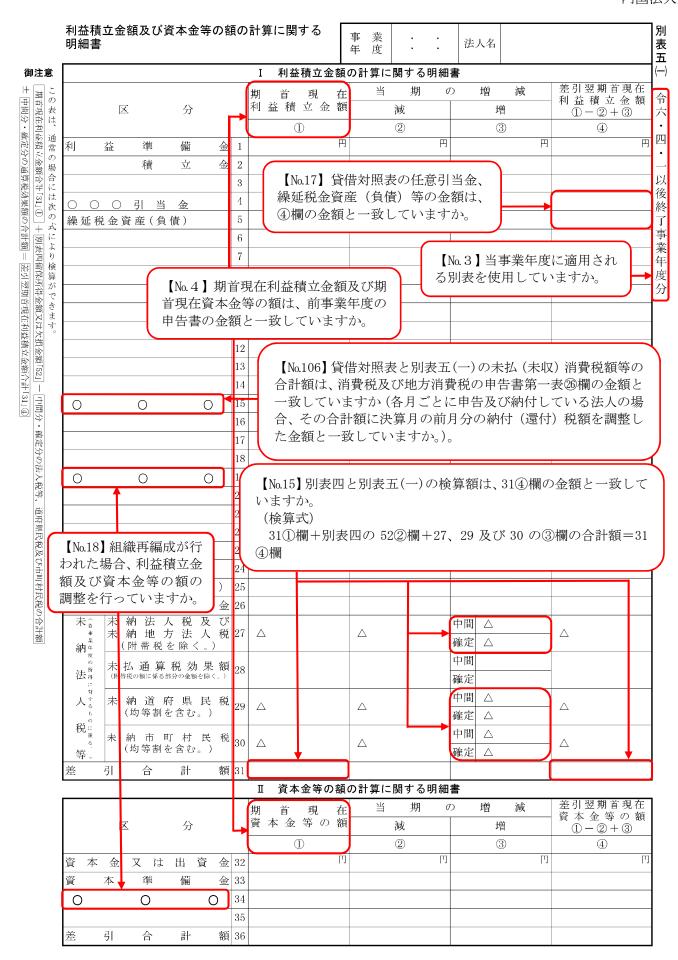


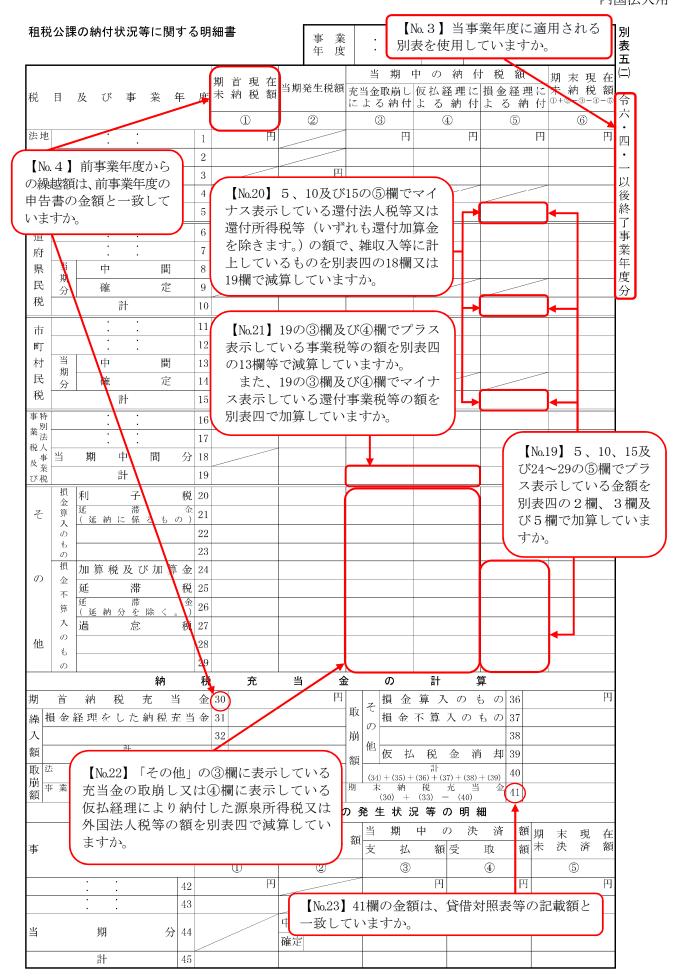
は

得

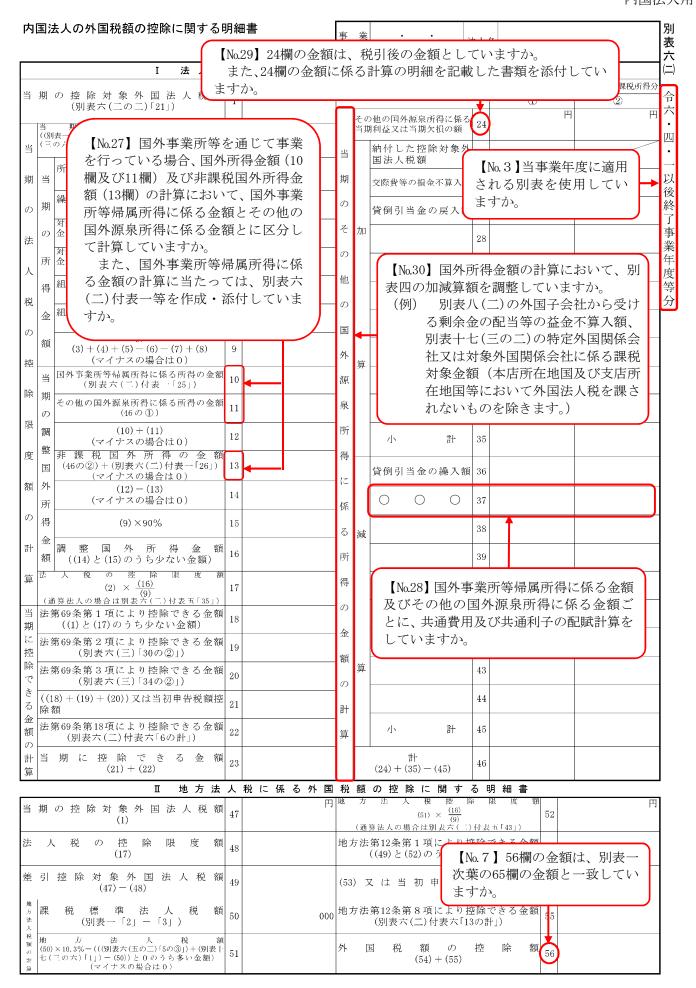
捎

額 52





所得税額の控制	余に関する	明細書			事 業 年 度	: :	法人名			別 表 か
	ζ			収	入 金	額原	について課	! ! される② ! ! される②		
び公社債等運用投除く。)の収益の分	資信託(特欠配並びに特欠	運用信託、公社債投 定公社債等運用投資 定公社債等運用投資 対受益権に係る剰余	資信託を 信託の受 1		1)	H	(2)	H	(3)	や 円 か ・ 匹
ける場合、 除を受ける所 所得税額及で 【No.26】「① 14欄及び21材 得税の額から 二)の「1の びに10欄、10 れぞれの金額	「①につい 所得親関いいでは が復ににで除ったで のののででは のののでである。 では では では では では では では では では では	税額について所 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	得税額②、 は 日 税 間 (2) は し 報 (4) は 利 税 の 国 税 の 国 格 額 収 税 相 関 の 金 時 間 間 間 の で か の か の か の か の か の か の か の か の か の	)」及び 14欄及 14まの分額 10 11 11 12 12 13 14 14 15 16 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	「②01 <sup>4</sup> い。 が21 <sup>4</sup> が が が が が が る 六 た に 別 れ 合 は り れ に と り れ ら ら た に と り た に と り た に と り た に と り た に と り た に と り と り と り と り と り と り と り と り と り と	うに 8 源(金は額 たは 欄所の並そつ		-	年度に適月	2.0
いて 祝額控修添付している 素付している <sub>剰余金の配当(特定公社修 (合同運用信託、公社債</sub>		商用を受ける場の要益権及び特定目的信 ・社債等運用投資信託(特	託の社債的受益相	をに係るもの:	を除く。)、:	利益の配当、剰余	:金の分配及び金銭 分配又は割引債の	の分配(みなし配償還差益に係る	当等を除く。)、 控除を受ける所得	集団投資信託 <b>界税額の計</b> 算
個	柄	収 入 金 額	所 得	税額	il 当 計 算 9		のうち元本 有 期 間 10		/ (0)	
に よ る 場 合		F		しない ったst	ハにも7 金額を しか。	かかわら <sup>*</sup> 12 欄又は	よるあん分 ず、あん分 : 19 欄に記 質貯金の利	計算を行出載してい	•   -/-	<b>)</b> 円
銘     柄   銘     別   6     便	柄	収 入 金 額 13 円	所 得 税		・合[ 及で 定:	司運用信息 び公社債等 公社債等に か。) の収	だ、公社債 等運用投資 運用投資信 益の分配 等運用投資	投資信託 信託(特 託を除き	: □□ 控除 所 後 (14)	を受ける 导 税 額 )×(18) 19
法 に よ る 場 合					受 ・資 の	益権に係る 本剰余金の	定目的信託 る剰余金の ひ減少に件 削型分割に 株式分配	配当 当剰余金		
to the state		その他に		除を受					_	
支払者の、又は法グ	氏 名 支 i	払 者 の 住 所 は 所 在 地	支払を受け	けた年月 •	日収	入 金 20	額 控除を受	ける所得税額 21 円	_	考
				•						
			•	•						
			•	•						
		<u></u>		•						



	外事業所等帰属所得に係る所得のst する明細書	金額	[の計算に	事 業 年 度			法人名			
玉	名	1								
外事業所等の名称	国 【No.27】国外事業所等を通 10 欄及び 11 欄) 及び非講 国外事業所等帰属所得に係 計算していますか。	税	国外所得金	金額(別	リ表六(ニ	ニ)の	13 欄)	の計算に	おいて、	「 <b>なっ</b> 」 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 」 「 「 」 「 「 」 「 「 」 「 」 「 「 」 「 」 「 り 「 り
等	土 /こ ′3 *** **	_	国从形组为	+ rt /\ n	のふたは細	稻品犯/		: 但 計 亡 八	③のうち非課税が	
	区 分		国 <i>F                                   </i>		2)	.15ú771 19T.7.	1 国 7F D	3	(4)	
当	外事業所等帰属所得に係る期利益又は当期欠損の額 のうち内部取引に係る利益又は損失の額		ー また	こ、5 欄		こ係る			ていますか。 載した書類	四 後 第 第 第
	納付した控除対象外国法人税額	7								—————————————————————————————————————
加	貸 倒 引 当 金 の 戻 入 額				5	_	_	業年度にi ています	 適用される 'か。	3.
	国外事業所等に帰せられるべさ資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表六(二)付表二「16」)	10 11 12	_	整して  別表  当等の	います; 八(二)。 益金不算	か。 の外国 算入額	]子会社 〔、別表	:から受け :十七(三0	表四の加減 る剰余金のi の二)の特定 に係る課税	配 外
算	小  計	14 15		象金額	(本店店	听在地	国及び		地国等にお	
	貸倒引当金の繰入額									
減	銀行等の資本に係る負債の利子の損金算人額 (別表六(二)付表二「20」) 保険会社の投資資産超過額に係る 投資収益の益金不算入額 (別表六(二)付表四「29」)	11	その他	の国外	源泉所	得に停	系る金額	ニ係る金額 頁ごとに、 ています	共通	
		21								
算		22								
	小計	23								
	仮 (5)+(15)-(23)	24								
	国外事業所等帰属所(24の①)+			所 得	の金	額	25		1	円
	(25) の う ち 非 課 (24の②) +			得 の	金	額	26			

外阁	外国税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過 額の計算に関する明細書										1 7		業	•	•	•	法	人名								別 表 六		
				当	期	の	控	除	余	裕	額	又	は	控	除	限	度	超	過	額	の	計	算					□(≡
控	法(別。	長六(	) 「17	人 7」)又は(	(別表)	六の二	税 「11」)	1					円	控	玉			(1)	<b>–</b> (	6)		<b>1</b>	<sup>兑</sup> 7					円 行 六
	地(別表		方 二.) 「52	法 」) メは(		人 六の二	税 「46」)							除	(((1	) +	<del>г/т</del> []	No. 3	3 ] <u>}</u>	当事	業生	F度	に通	鱼用	さ	れる	5	一 · 一
限度	道 ((1)>	<1%)	府  又は()	<b>県</b> 別表六(	- () 付ま	民 ē 「28	税 の④」)	3						余	ない。	_(	別町	表を	*使 村	用し	ノてI 民	ハま	ナァ <sup>免</sup> 。					以後終
額	市((1))	< 6%]	町 又は()	村 別表六(3	三)付表	民 <sup>長一「28</sup>	税 の⑤」)	4								(5) — ②楣	闌及		う欄	の <u>{</u>	仓額	は、	最	もさ	īl.	事	$\vdash$	了 — 事 業
等		(	1) +	計 (2) + (3	3) +	(4)		5			ま	た、	同	<b>→</b> 특	丰業	順に 年度 税の	芝の	60	かに	つし	いて	は、	玉		道	前府		年度分
控				外 国 この二)			額	6				,,,,,							(3)	_							J	
		前	3	年 以	内	の	控	除	余	裕	額	又	は	控	除	限	度	超	過	額	15	関	す	る	明	細		
								<u> </u>	<del>11</del> 40 ().5	是越名	控	除		Ř		額 翌期網	想去	were d	前期	控級地	除物品	限		_	翌	過	額 阴繰越額	5
事	業	年	度		ζ	<i>5</i> .	<del>}</del>		当其	p.越る 月発生 ①		当其	朝使 ②		Į ·	1)-	₩ <u>₩</u> -2 3		削券は当			当	期使 ⑤		額		の 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
				国		税	12			K	円			F	9				$\geq$	7	F.	外			円			7
				道戶	<b></b> 有県」	民税	13																			,		
				市町	町村月	民税	14																			<u>/</u>		
				国		税	15		N <sub>O</sub>	4	前	車当	<b>と</b> 年	度カ	ر م	の繰	北北	畑 類け	前	車湯	ど年.	専の						円
					存県I		16									いま			./ D.i	サフ	N 1 /	× • -						
					町村月		17											-				/nl	<u>ل</u>					
		•		国		税	18															外						
					存県」		19	-																				
					町村I		20															外						
	•	•		国		税	21															21						
					存県1		22	_							_													
					町村		23															外						
	•	•		国		税	24	-														21						
					<b>存県</b> J		25	+-																				
				市	町村		26	-														-M						
				国		税	27															外						
					存県.		28																					
				市町	町村		29															41						
				国		税	30															外						
	<b>△</b>		計	道戶	<b>有県</b>	民税	31																					
	台		μĪ	市町	町村月	民税	32																					
				(30) +	計 - (31)	+ (39	33																					
				国	(01)	税	34	(7	)										(11)			外	列表六 「20」-	(二の)	(=			
				道序	<b>存県</b> J	民税	35	_															- 20] =	(331/)	17)			
	当	期	分		町村」		36	(9	)													(33	の(2	))				
				(34) +	計		37	(10	)			(33⊄	(5)															

控隊	対象	外国法人税	額に関	する	明	細書	귵	- 坐						
国所税納又源	確定は		名類目(ごき日)日の区分 算期間	1 2 3 4 5 6	) →	細書 【No.32】外目していません 【No.33】益金の配当等の記当等の記当等の記当等の記当等の記当等の記当等のます。)に成まる。	国から質問等係な	人税に 章入の対 係る外 33条(同 33条(同 35 35 35 35 35 35 36 36 36 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37	対象とな 国源泉税 2第2項 条第3項 原泉税等	る外国	日子会社 日載して 一の規定 この適用 いて、別	から受 いませ の適用 を受け 表六([	ける。 せんか を受 るも 四の二	を 剰。 けの こ) を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
納付外国法人税額	税 税 納	(7) × (8)	除額	9	<b>)</b>	【No.35】8 M を超えている			条約及で	[ No.		事業年月	       実に通	適用される
みなし納付	みな	(9) - (10 し納付の基礎と 相手国の法令の 課 税	) なる条約 )根拠規定	13	<b>)</b> +-	【No.36】12相 ていますか。	制に、	、租税∮	条約及び					
外国法人税額	適用がないもの外国法人税額	(13) × 税 額 控	除額 き税額 (16) <sub>国法人税額</sub>											
<b>控除対象外国法人税</b> 知	控除((((7)	法人税額 (11) + (13) 対象外国 は (13)) つうち少ない (11)と(20)のうち (20) - (	の合計 8) : 人税額 × 35%) と 金額) o少ない金額	20	(	円) (		円)	(	円)	(	円)	ļ .	円)
知 外国法人税額	納付分	増額 又は減ま棄年度の(21) ≥ (23)の場合 (21) < (23)の場合	(21) - (23)	23 24 25	(	円) (		円)	(	円)	(	円)	(	円)
が異動した場合	み納な付し分	増額 又は 減 3 業 年 度 の (22) (22) ≥ (26) の場合 (22) < (26) の場合	(22)-(26)	26 27 28	(	円) (		円)	(	円)	(	円)	(	円)
	((21) 	控除対象外欄又は(24)欄( *なされる控除対欄又は(27)欄	の合計) 象外国法人		29 30		円		た納付控除 ((25)欄の みなし納付担 ((28)欄の	の合計)  性除対象外		31		H H

	寺定課税対象金額等を超える金額 、税額に関する明細書	寺 〜;		事 業 ・ 年 度 ・		•	法人名				
名	科	1									
本店又は主	国名义は地域名	2									
主 形 る在	別 住 堆	3			0.1				2/		
卷 彳	方済 株 式 等 の 保 有 割 合	4	%		%	【No.3	》 当事	業年度に	%	される	%
	「済株式等の通算保有割合	5	%					ています			
税	種 目	6									
納 1	付確定日又は納付日	7	(No.34)	7欄は、≌	事	業年	度中の	日付とな	ってレ	いますか。	$\overline{igcup}$
課	税 標 準	8								`	
税	*	9	_	】9欄は、 の限度税率					租税		%
税	能 (8)×(9)	10						-		$\overline{}$	
	こし納 付 の 基 礎 と な る 条 糸 ば 相 手 国 の 法 令 の 根 拠 規 2		_	6】11欄に、 ∶記載してい				手国法令	合の根		
国 と し 去	の 規 定 の 適 用 が な い も の 」 た 場 合 の 外 国 法 人 税 都 (8)×税率	12									%)
人 み カ	な し 納 付 外 国 法 人 税 箱 (12)ー(10)	13									
外	国 法 人 税 額 の 合 計 (10) + (13)	. 14									
損 金 算	外国子会社配当益金不算人の対象 とならない損金算入配当等の額										
入配当を	(15) のうち措置法第66条の8第3項 又は第9項の規定により益金不算入 とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)[25])	1.0									
せ受ける	益金算入される損金算入配当等の額 (15) - (16)	i 17									
場合	(14) のうち(17) に対応する金額	18									
上配 記当 以外を	7 項又は第 9 項の規定により益金不第 入と される 剰余金の配当等の能 (別表土七(二の七)「271)	10									
の受利け	益金算人される剰余金の配当等の報 (別表十七(三の七)「9」) - (19)	20									
金場の合	-     (14) のうち (20) に対応する金額	21									
	☆ 対 象 外 国 法 人 税 網 ×35%)と((18)又は(21))のうち少ない金額)										
納付分	$(22) \times \frac{(10)}{(14)}$	23	( [4])	( ['.	])	(	111)	(	(נין	(	IJ)
み納な付し分	(22) - (23)	24	( 円)	( F	1)	(	円)	(	円)	( P	円)
納付	」 ・した 控除 対象 外国 法 人 税 縦 ((23)欄の合計)	ž 25									F.
	付したとみなされる 徐対象外国法人税額 ((24)欄の合計)										

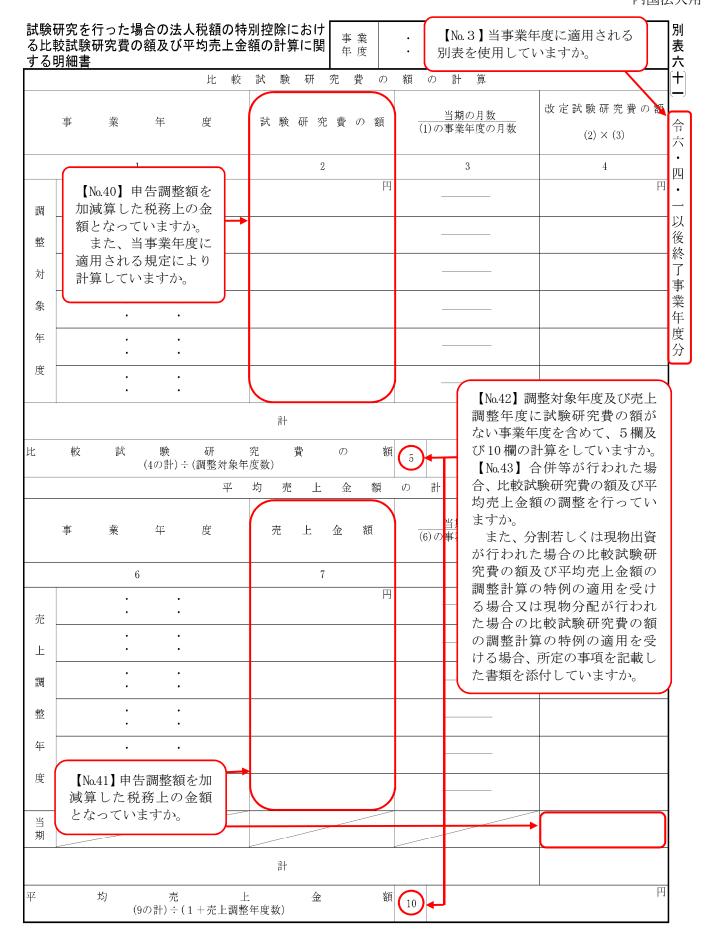
利子 細書	·等に(	系る控	空除之	対象	外国	法丿	人税	額等	に厚	員す.	る明			業度				法ノ	人名					
		利	子	等	1=	係	る	控	除	対	象	外	、国	法	: 人	税	額	ΙΞ	関	す	る	明	細	
E					名	1																	用さ;	れる
ź		種			目	2									$\top$	別	表を	·使)	刊し 「	てレ	ょまっ	ナか	<b>`</b> o	
内 作	<b>计確</b> 定	11日 7	又は	納	付日	3	<b>)</b> +	-	( No	o.34]	3	欄	<b>す、</b>	当事	業年	度	中の	日付	寸と	なっ	ってい	ハま	すか	,° ·
内法	課税	票準	(収.	入金	額)	4																		<del></del>
†人 卜税	<del></del> 税					5	<b>)</b> -	$\exists$												<b></b> 1 1 1 1	兑	%		
1 額	税	(4)	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	-\	額	6		_(	取行	犬(タ)	بارن	<b>收</b> 及	₹祝△	半化	超 <i>ス</i> 	こてい	<b>`</b> '\$	ゼト	レガ* 	o	ال			
<b>り</b> れ	みなし		× (5 基礎		る条約		\		No	.36]	7	欄~	こ、オ	租税	条約	う及で	び相	手	国法	·令σ	根拠	の規	定を	記載し
する ン外	及び相	手国の	法令	の根	処規定		(	U	てい	*まで		, ,		%.	117			%)	17			%)	1 (	o/,
: 国 : 法 ×人	上記(7 ものと	した場合		国法			,			/0/	(			/0.				/0/				707		/'
¢ 税 § 額	みなし		外国 一 (		、税額	9																		
控	外国	法人 (6)			合 計	10																		
除	控除:	対象タ × (10																						
対 象		のうち					(			円)	(			H	) (			円)	(			円)	(	F
外	(6) と	(11) の	うち	少ない	ハ金額	12	(			円)					) (			円)				円)	(	F
国法		(11)	<b>-</b> (1	.2)		13				[]/				1.1				[] <i>[</i> ]				[])		
人	納付し	た控除》 ((12) f			人税額	i 14																		
税 額	納付控除		ト国	法 人																				
					所		***************************************	得			率			σ	)		計			算				
4 業	年 度	所得 (別才 ①」)	長四「		金 宝	不算	á等 Ø 重入 <sup>8</sup> (一)	らの不多の不多の不多の不多の不多の不多の不多の不多の不多の不多の。	受ける 記当為 表八(二	型 二) 「26」 七 (三の	金金 ) )	受している。	子け配係税算(	剰等外の額		所 得: ·六(- 」)	-) [c			入 外税 額	(16) + (19) -	(17) -	・ (18) - + (21) 合は0)	総収入金額
•	•		16	円		17	P	-	13		円		19	円		20	円		21	円		22	円	23
•	•																							
:	•																							
:	•																							
:	:																							
	期分	<u> </u>						_			-													
	計 得 率	21					_					_						_						

法人税の額から控除される特別控除額に関する	る明細書		事業年度		:	ì	法人名					万 え フ
法 人 税 額 の 特 別 控 除	額及び		調整	前犯	5 人	税	額 起	<b>当</b>	額	Ø	計	第 (7
当 期 税 額 控 除 可 能 額 1 (7の合計)		円	当 )	切 移	(2) — (3)	$(\frac{4}{100}) \times \frac{90}{100}$	Ŷ	作 名	須 4			H) (1
調 整 前 法 人 税 額 2 (別表 「2」又は別表 ・のニ「2」若しくは「13」)			法 人	税 額(1)と(4)	€ の のうち少	特別			類 5			
試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の 特別控除額 (別表六(十四)「14」+「28」) 当 期 税 額 控 除 可 能 額 、調 軽 前 泊	大 税 額	超	調整過構成	前沒		_	4事業	編 年度 ていま			れる	Ţ.
適用を受ける各特別挫除	制度		当期税	額控除				額超過棉			税額の	特別控除額 糸
一般試験研究費の額に係る法人税額の特別搾除	当期分	(D)	別表六(カ	7 L) 「21」	נין		8	3	[1]	別表六		9 -
中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除		(2)	別表六(-	├) 「18」						別表六	(十)「2	当
特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除		3	別表六(	· <u></u> _) 「9」						別表六	:( ·二)	FI
	前期繰越分計	4	別表六()	写)付表[1	の③」	別表六	(六)付	表「2の③	)]	別表六	(十五)	
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	当期分	5	別表六(-	├ ∓ī.) 「14」						別表六	(十五)	Г16Ј
沖縄の特定地域において工業川機械等を取得した場合の法人税額	前期繰越分計	6	別表六(フ	た)付表「1	の⑧」	別表六	(六)付	表「2の⑧	)]	別表六	(十六)	[23]
の特別控除	当 期 分	7	別表六(	一六)「16」						別表六	(十六)	[18]
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特 別控除	当期分	8	別表六(-	├七) 「23」						別表六	(十七)	[25]
国際戦略総介特別区域において機械等を取得した場介の法人税額 の特別控除	当 期 分	9	別表六(-	├八) 「23」						別表六	(十八)	[25]
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得 した場合の法人税額の特別控除	当 期 分	10	別表六(	· Ju) 「18」						別表六	(一儿)	[20]
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税 額の特別控除	当 期 分	11)	別表六(~	[·) 「16」						別表六	( <del>-</del> . [·)	[18]
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税	当期分	12	別表六(二	<u>-</u> +−) 「2	1]						(二+-	
額の特別控除	= 791 73	13	別表六(_					N 07	1 4/=	別表六		<b>\</b>
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法 人税額の特別控除	当 期 分	14)	別表六(-				税	No.37 額の				:
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額	前期繰越分計	(5)	別表六(差			別表六	() ()	適用	を	受け	る場	22」
の特別控除	当期分	16	別表六(_			<b>—</b>	曲	、適 に係				
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	前期繰越分計	17	別表六(元			別表六	L	た当	期稅	額控	除可	
	当 期 分	18	別表六(二					額を か。	転記	己して	いま	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の 特別控除	当期分	19	別表六(_				<u></u>	/J <sup>4</sup> 0		nut to 1	<i>(</i> = 1	20]
情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる		20	別表六(二								: (二十元 : (二十元	
費用を支出した場合又は4年 「程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除		21)	別表六(_								(二十/	
		22	別表六(元			加丰士	· ( <del>:-</del> ) (++.	表「2の②	\1		( <u> </u>	
	前期繰越分計	23	別表六(7					表「2の個			:( <u>_   ·</u> t	
産業競争力基盤強化商品生産川資産を取得した場合の法人税額の 特別控除		20	別表六(			DHAC 7	(23) [3]	12.2026	,1		:(=.+-t	
אפיז הניצי הו	当 期 分	25	別表六(_								:( <u> </u> :( <u> </u> +-{	
		26	別表六(7			別表六	(大)小	表「2の飢	)1		:( <u></u>   ·)	
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税 額の特別控除		Ø)	別表六(_			12(/)	· (v 1) [1] (				:( <u>_</u> +/	
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の	当期分	28)	別表六(二								· (二十)	
法人税額の特別控除	当期分	29		=/ 1		(6)				(5) — (		
音						1,27				` `	1	

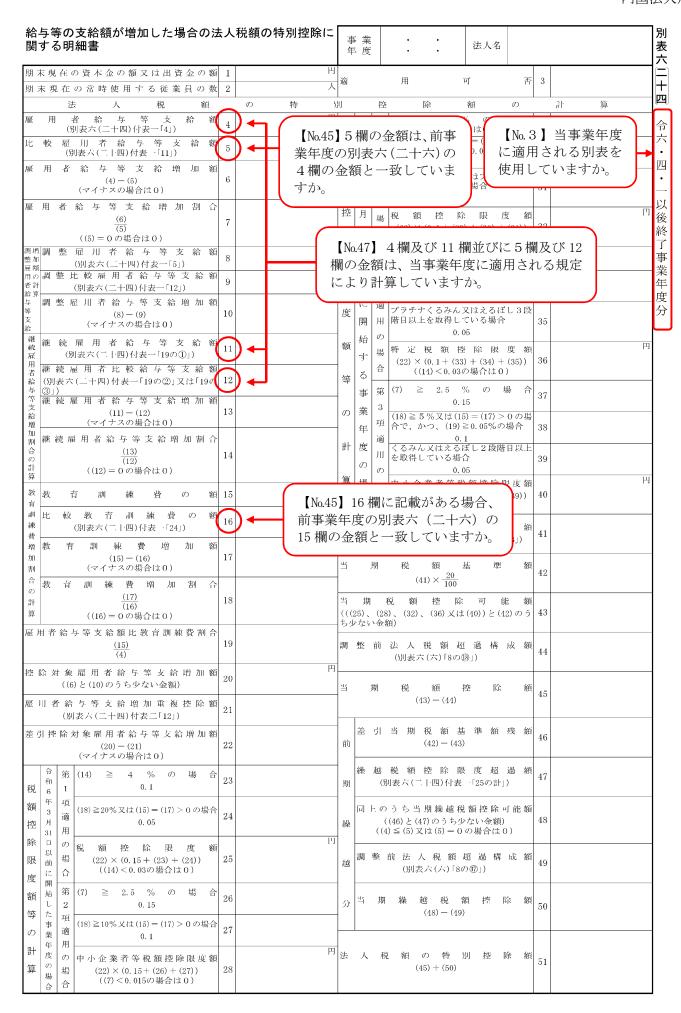
特定税額控除規定及び産業競争力基盤 産を取得した場合の法人税額の特別控			: :	法人名		別表
<u>定に関する明細書</u> │ │						六   代
 	i 1	国国	由 业 供	机 次	26 O	`\``
継		内当	【№.3】当事			一个
続		1	別表を使用し	ていますだ	), <sup>o</sup>	六
 		備特用	令和6年4月1日以行	<b>後に開始する事業</b>	年度	 匹
雇 別未現代の吊時使用する従業員の数	. 2	定可	において、(1)≥10億 の場合又は(2)>2,00			
用	P	17/L 171	(15) > 0 のとき Vは	设立事業年度若し	ズは 11 ) 該当 ・ 非該当	-
継続雇用省給与等支給額	i 3	控判				以 後
(23の①)		御 除定	(0) > (1			18 一 終
給		定   定		外の場	計2 数业,进数业	1
継続雇用者比較給与等支給額与	į 4	徐 の	(9) > (	$10) \times \frac{30}{100}$	12   該当 · 非該当	事
(23の②)又は(23の③)	1			/		— 第
等		1/15/4/	競争力基盤強化商品生産 去人税額の特別控除のi		た場   13   該当 ・ 非該当	年 度
	•	11+	(9) > (10) >	$<\frac{40}{100}$		分分
(4)	5	N/		//	dari F	<u> </u>
給 (((3)-(4))<0又は(3)=(4)=0の場合は0)			期の基準が		和其	1
特可 (1)≥10億円かつ(2)≥1,000人の場合又は		((3))	技四「52の①」―「37の① 「42の①」―「44の①」)・	//		
額 定否 (2) - 2,000人の場合において、(15) > 0 の 税の とき又は設立事業年度若しくは合併等事業		1 1	「42の①] — 「44の①])   表七の二[5] — [11])):		14	
に 類判 年度に該当するとき	97100			自用の月数		
除 ((0) = 0.01) 久は((0) = (1) = 0)	\	額	(マイナスの場	合(40)		
	_ \	に	We to the on the site of the	Print A different A	31 460	1
る   の	7   該当 ・ 非該当	1徐	業年度の基準所で 前事業年度の月数調整			
a   ((3) > (4))又は((3) = (4) = 0)   要   用	<b>M</b> \	る	. 川事来平及の万数間監			
産業競争力基盤強化商品生産川資産を取得した場		要	//_			4
件   合の法人税額の特別控除の適用可否の判定	8 該当 非該当	件	$(14) \le (1)$	5)	(16) 該当 · 非該当	
$((5) \ge 0.01)$ 又は $((3) - (4) - 0)$				.0)	10 10 10	
継続雇用者給与等	支給額及び継	続雇用	//			1
	継続雇用者給与等支約	合類の計算			等支給額の計算	1
	当期	-H	前事業年	- 及	前一年事業年度特定期間 ③	+
						1
【No.38】中小企業者に該当しない	小場合又は適用除	外事業	者に該当する場	<b>湯合で、次の</b>	の法人税額の特別	9
控除制度の適用を受けるときに	は、別表六(七)を	作成•	添付していまっ	ナか。	, , – , , , , , , , , , , , , , , ,	
また、6欄、7欄、11欄、12村				-	ታ <sup>2</sup>	
(1) 一般試験研究費の額に係る					Ÿ	
(2) 特別試験研究費の額に係る						
(3) 地域経済牽引事業の促進区域				た場合の	生人穏額の特別	
控験性質学が要素の促進性   控除 (別表六(十九))	≫1 11 C 4 O 4 C JA] YE	- ナ <i>木</i> /几	冰冰可也以付	ン (こ <i>:///</i> ) 口 V /1	シンプロログ ヘンカン	
	壬田設備を取得し	た担合	の注し	キ別地(Pc / 「	引美六(二十五))	
(5) 情報技術事業適応設備を取る						
	すした物ロ守り佐	、ノヘイ元石具	vノ付加控防 ()	コメハノムロ	/ \ / /	
						네 .
等 文 <del>和 20</del>						
等文編献 (21) 又は((21)×(22))						
	却 費	総	額の	計	算	_
(21) 乂は((21)×(22)) 当期賃	却費		額の	計		- -
(21) 又は((21)×(22))	却費			計響総額	F	_ 
(21) 又は((21)×(22)) 当期償 損益計算書に計上された減価償却費の額24 剰余金の処分の方法により特別償却準備金として25	却 費	]			F	<u> </u>
(21) 又は((21)×(22))       当期賃       損益計算書に計上された減価償却費の額 24	却 費	]	僧 却		F	9

一般詞明細語	試験研究費の額に係る法人税額 聿	の特別	別控除に関する	事業	É									$\overline{}$	]
ツフ・小山下			<b>-</b>			•	-						肝究費の額を		/
特	定 税 額 控	除	き、申告調整		之力的	は算し	した利	兑務 <sub>.</sub>	上の	金額	₹Ł	な	っています	か。	I
試	験 研 究 費 の 額	1	→ (1) 棚卸資 (2) 固定資		車業	の用	に供	すれ	ら時に	こおし	いつ	一註	式験研究の月	目に	ĺ
控の			一 供するも	,— 、	. , , ,	,	. ,	) 'a	ייין ע	_ <b>4</b> 0 ·	•	С µ-	NOCHI JUVJ	1110	I
除額 対の	同上のうち特別試験研究費以外の額	2	(3) 繰延資	産(	試験	研究	のた	めに	こ支と	出し	た書	費用	目に係るもの	りを	I
象計 試算	(1)のうち一般試験研究費の額に係る 税額控除の対象とする特別試験研究	3	除きます		\ <del>/</del>			- b							I
験研	費の額												こついては、		
究費	控除対象試験研究費の額(2)+(3)	4										_ 4	いりの資産の	プ取	I
増の	比 較 試 験 研 究 費 の 額										-	ħσ.	)者から支払	ムを	I
減計試算	(別表六(十一)「5」)	5	受ける金額	があ	る場	合、	その	金額	頁を言	試験	研多	七書	骨の額から指	空除	
験研	増減試験研究費の額	6	しています	か。											$\ $
究費	(1) - (5) 増 減 試 験 研 究 費 割 合			開		((1)	$+{10}$	$\overline{0}$ ) ×	<b>0.</b> 62	:ә		18			ı
割	(6)	7		基はする	1,9	[	No. 3	】当	事業	<b>美年</b> 月	度に	適	i用される	$\longmapsto$	١
合 介す究			円	ر خ		別	表を	使月	月して	てい	ます	トカ	70		
和る費 8事割		8		準業		> 10 %	の場で	合のり	特例力	加算害	自合				
年業合	()/142/1(1 ) 10]/	0		年 額 度		(	(9) —	10 )	) × 2			19			
月度計31の算				(T)	(/		以下:			]捨て	)	19			
口場 以合	試 験 研 究 費 割 合			の合	1	(0.18	ど超え	る場	合は(	0.1)					
前のに試	<u>(1)</u>	9												P	9
開験 始研	(8)			計当	期	税	額	(	基	準	額				
税	設立事業年度の場合又は(5)=0の場合	10	0.085				六(十 <u>)</u> のう					20			
	(7)>12%かつ令和8年3月31日以前				8)))										
額	に開始する事業年度の場合 $\frac{11.5}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.375$	11													1
控	(10) 及び(11) 以外の場合			当其	明 税	額	控	除	ĦĴ	能	額				
除	$\frac{11.5}{100}$ - $(\frac{12}{100}$ - $(7)) \times 0.25$	12					ち少な 「29」			(は(別	刂表	21			
割	(0.01未満の場合は0.01)			/ ( / [	/ I) AX	20]	- 20]	~ I & '	31]/						
^	(9) > 10 % の場合の控除割増率														-
合	$((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1 を超える場合は0.1)	13		∃田 車欠	<del></del>	- i	税額	i ±77	2H. 4	生 卍	お石				
Ø	税 額 控 除 割 合			则				_	-	門 刀人	假	22			
計	((10)、(11)又は(12))+((10)、(11)				( )5	刊表六	(六)「	8 Ø (	( <u>l</u> )])						
算	又は(12))×(13) (小数点以下3位未満切捨て)	14													$\dashv$
<del>JT</del> *	(7) 気息以下 3 世末 個 切着 () (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)														
税	額 控 除 限 度 額		円	法ノ	、税	額	の特	5 別	」 控	除	額	23			
•	$(4) \times (14)$	15				(2	1) — (	22)							
	(4) ^ (14)														

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控 事業 年度	<sup>法人名</sup>
	企業者等税額控除限度額 (4)×((12)又は0.12)
(2) 固定資産 (事業の用に供する時において 数 試験研究の用に供するものを除きます。)	・四・ 別表を使用していますか。 整 前 法 人 税 額 14 ー「2」又は別表ーの二「2」若しくは「13」) 14
(3) 繰延資産 (試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。) また、これらの資産に係る試験研究費の額 については、研究開発費として損金経理をして損金経理をして損金経理をして損金経理をして損金経理をして損金経理をして損金経理をして損金経理をして損金経理をして扱いますか。 費用の額等となっていますか。	集 度 (7) > 12 % の 場 合 15 0.35 分
で そのほか、試験研究費に充当する目的で他 以	(9) > 10%の場合の特例加算割合 ((9) - 10 / 100 ) × 2 (小数点以下 3 位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)
算	明 税 額 基 準 額 4)+(別表六(十三)「9」))×((15)、 25+(16))又は0.25)
【No.44】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業法人税額の特別控除制度を適用していませんか。 (1) 中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別抗(2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の(3) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得し和措置) (別表六(二十)) (4) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場(5) 中小企業者等に係る給与等の支給額が増加した場合(6) 生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額六))	空除(別表六(十)) の特別控除(別表六(十五)) た場合の法人税額の特別控除(適用要件の緩 場合の法人税額の特別控除(別表六(二十三)) 合の法人税額の特別控除(別表六(二十四))
┃	税 額 の 特 別 控 除 額 (18) - (19)



₹別試験研究費の額に係る法人税額 掲する明細書 ──────────────────────	の特別控除に	事 業 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	法人名	
连	除規	它 の 適 用	可 否	
芋 別 試 験 研 宪 費 の 額 (14の計)	1		税 額 7 」若しくは「13」)	רין
E 除 対 象 済 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(九)「3」)又は(別表六(十)「3」)	2	当期別表を使用	¥年度に適用 していますか。	
き引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3	((7)+(別表六(十三)+18		
引上のうち税額控除割合が30%である試験 f究に係る特別試験研究費の額 ((3)と(15)のうち少ない金額)	4	当 期 税 額 控 除 ((6)と(8)のうち少ない金額 (十二)付表二「13」、「16」又		
3)のうち税額控除割合が25%である試験 f究に係る特別試験研究費の額 (((3)-(4))と(16)のうち少ない金額)	5	調整前法人税額超 (別表六(六)「8の(	10	
序 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$	6	法 人 税 額 の 特 別 (9) - (10)	リ 控 除 額 11	
特 別 試	験 研 究	費の額(	の明細	i
措法第42条の4第7項各号の該当号	特 別 試	. 験 研 究 の	内 容	特別試験研究費の額
第1号・第2号     額を加減算し       第1号・第2号     (2) 固定資産       除きます。       (3) 繰延資産	た税務上の金額 産 産(事業の用に供す ) 産(試験研究のたる	資産に係る試験研究費のとなっていますか。 一る時において試験研究 めに支出した費用に係る	の用に供するも ものを除きま <sup>っ</sup>	円 5のを す。)
第1号・第2号     となっている	をした金額のうち ますか。	式験研究費の額について これらの資産の取得価額 4する目的で他の者から	額となる費用の	)額等
一一一件 1 D 一一件 9 D		究費の額から控除してい		
	計			
14 の 計 ) の う ち (12) が 第 1 号	である試験研	究に係る特別試験の	下究費の額 15	
14 の 計 ) の う ち (12) が 第 2 号	である試験研	究 に 係 る 特 別 試 験 研	F 究 費 の 額 16	



					Ť	1.15
合与等支給額、比較教 空除限度超過額の計算 			事業年度	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b></b>	
雇用者給	与 等 支 給	額及び	調整雇	用者給与	等 支 給	額の計算
[50,2997] 60,000 (50,0) (22,0)			<b>列 歪 准</b>	雇用者給与	127 100000 1230	調整雇用者給与等支給額
国内雇用者に対する給与等の 支給額	(1) の給与等に充て の者から支払を受		ち雇用安定助成	金額 (1) - (2)	+ (3)	(1) - (2)
1	2		3	(マイナスの4	易合(は0)	(マイナスの場合は0)
円		H		円 円	P	
	<b>↑</b>	(1)	<b>†</b>			
比 較 雇 用 者	給 与 等 支	給額及び	調整比較	雇 用 者 給	与 等 支	給額の計算
事 業 年 度	国内			8) のうち雇用多	- 宇 田 卍 仝 宏	適用年度の月数
争 来 午 及	<sup>支</sup> 【No 46】	給与等に充て	てるため他の	<ul><li>のりりの雇用す</li></ul>	大	(6)の前事業年度の月数
6		支払を受ける		0		10
	i i				-	
較 雇	PROT	のうち雇用安		2.6	No. 3 】 ≝	i事業年度
9X /B	かめるが	易合、2欄及て		伯士 ////		る別表を
整 比 較	―― を記載し	<b>、ていますか。</b>			用してい	
1 並 北 靫					m C C V	' x 9 1/1 <sup>4</sup> °
		ナスの場合は0)				
継続雇用者	給 与 等 支	-	継続雇用	50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 5	与 等 支	給額の計算
		継続雇用者給与等		COMMENT COMMENT IN SOCIAL VALUE	20/20/ 10020/ 0000	与 等 支 給 額 の 計 算
		適用	年 度	CHARLE TOOL MAKEN TO	F 度	前一年事業年度特定期間
	T	0		2		3
業年	度 等 13					
送続雇用者に対する給与	5. 第の支給類 1.4		円		円	F
上の給与等に充てるため他のマ 金額	者から支払を受け 15					
	+ H + A += 10					
上のうち雇用安気	上 切 双 筮 額 16					
差 引 (14) - (15) + (16	5)					
適用年度の月数						
(13の③)の月数	10					
系統雇用者給与等支給額及び継続 支給額	売雇用者比較給与 19					F
(17)又は((17)×(1						
比 較	教育	訓	棟 費	の額	の	計 算
事 業 年	度 教育	訓練費の	額	適用年度の月数 20)の事業年度の月数	改	定 教 育 訓 練 費 の 額 (21)×(22)
20		21		22		23
1年		w.t.	円	22		
を度 ・・・			() A result			
• •		al.				
		<del>2</del> +				
. 較 教	育 (23の計) -	訓 練 (調整対象年度数)	費	の客	24	
翌期繰	越 税	額 控	除限	度 超 過	額	の計算
	• AND 162 162 16	Committee of the second		W Sept 29	RK	期繰越額
事 業 年 度	前期繰越額又は当其	明祝額控除限度額	当 期 控	除可能額	34.	(25) — (26)
	25			26		27
: :		円			円	
					外	F
: :					外	
					外	
: :					外	
					外	
• •					Fil	
					外	
					外	
					fal.	
: :					外	
					外	
			D(+-/	40.		
計			別表六(二十四)「	48]		
当 期 分	表六(二十四)「40」		別表六(二十四)「	43」	外	
コ 物 万						
合 計						

欠損金の損金算入等に関する明細	<b>田書</b> 事 業 年 度		
控除前所得金額 1	円損金		円(
事業年度 区 分	控除未済欠損金額	当 期 控 除 額	翌 期 繰 越 額 ((3)ー(4))又は(別表七(四)「15」) 5
・・・ - 青色欠損・連結みなし欠損・災害	Щ	円	·
・・・ 青色欠損・連結みなし欠損・災害	—————————————————————————————————————	【No. 3 】当事業年	
・・・		別表を使用してい	
・・・ 青色欠損・連結みなし欠損・災害	損失		
<ul><li>・・・ 青色欠損・連結みなし欠損・災害</li></ul>	損失		
・・・ 青色欠損・連結みなし欠損・災害	<b>担失</b>		<b>を年度からの繰</b>
・・・ 青色欠損・連結みなし欠損・災害	損失	■ 越額は、前事業の金額と一致し	
・・・ 青色欠損・連結みなし欠損・災告	損失		
・・・ 青色欠損・連結みなし欠損・災害	損失		
・・・ 青色欠損・連結みなし欠損・災告	損失		
計			
当 欠 損 金 (別表四「52の①」)	額	欠損金の繰戻し額	
期。一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	額		
の う 分 ち 災 害 損 失 欠 損 金	額 (16の③)		
合 計			
災 事業年度を除きます。 (1) 当事業年度終了の時に 完全支配関係のある複数 の事業年度 (2) 更生手続開始の決定の の期間内の日の属する事 度を除きます。) (3) 設立の日から同日以後 その法人(一定の法人を に終了する事業年度を防	次の大法人に発行済株式等 の日等からその更生計画認業年度(株式が上場された 後7年を経過する日までの 除きます。)の事業年度	音金の額が1億円以下できの全部を保有されていな 可の決定の日等以後7年 等の事由が生じた日以後 期間内の日の属する事業	あり、かつ、一又は い法人である場合 を経過する日まで 後に終了する事業年 年度である場合の
(1) + (8) + (9)  保険金又は損害賠償金等の額	11		
差引災害により生じた損失の額			
(10) - (11) 同上のうち所得税額の還付又は欠損金の 繰戻しの対象となる災害損失金額	13		
中間中告における災害損失欠損金の繰戻し窓			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 ((6の③)と((13の④)ー(14の④))のうち少ない金額	15		
((6の③)と((13の③) - (14の③))のうち少ない電組 繰越控除の対象となる欠損金額 ((6の③)と((12の③) - (14の③))のうち少ない金額			

			が行われた場合 算に関する明細	の調整後の控除	車 类				r +: hn #H
/\//i	八只						并等に係る被合( 場合又は適格組		- 木処珪
		適	格組織再編月	<b>艾等が行われた</b>			で 損金額がある		表七(一)
			控除未済欠損金額又	被合併法 は調整後の 「適格合併	付表一を	作成・ネ	系付しています <sup>7</sup>	ð,°	
		欠損金の	当該法人分の控除未	済欠損金額 適格合併 被合併法 <i>J</i>	・シロ・ 人等の名称:			調整後の控	余未済欠損金額
事業年	1年度	, , , , , , ,	    「前期の別表七(一)	[5.171+]	i k	サ合併法人	等の未処理欠損金額		. (0)
		区 分	(4)、(7)若しく	は別表七 被合併法人	欠損金の	最終の事業	業年度の別表七(一)	(1)	+ (2)
			(一)付表三「5」若 表七(一)付表四「!	0 (10/31	区 分		(4)、(7)若しくは別 付表三「5」		
	_		1 内	【No. 5】組織	再編成が行	<sub>「</sub> われた	場合、適格判定	を行って	3
:	:		内	一 いますか。					
:	:		内	: :	P	1		内	, ;
:	:		И	: :	V			И	
:	:		内内	: :	P.			内	
:	:		内	: :		_	当事業年度に		3 <u> </u>
<u>:</u>	:		内	:::		別表を	:使用しています	「カゝ。	
:	:		И	: :	V	1		И	
:	:		内	: :	p <sup>t</sup>	I		内	
	i	+		言	+				
支	配関	係があるス	去人との間で適格組	織再編成等が行われる	た場合の未処	理欠損金	額又は控除未済欠損	金額の調整	計算の明細
				<b>浅余財産の確定・適格分割・</b>					• •
対象	. 法	人の別	被合併法人等(名称:				支配関係発生		
			共同事業要件に 又は5年継続支配 のいずれかに記	関係がある場合   共同事業室	4件に該当する	場合乂は5	年継続支配関係がある 合	場合のいずれ	にも該当しない場
计争约	± 1 a	刀欠组分	<b>炉</b> △ 併 ⊁ ↓ △	A	長人等の未久	ひ 型 支配	関係事業年度以後の事	事引継ぎを受	ける未処理欠損
刈多位	去人の	7人損金	マッケ 損 金 額 又 i の 控 除 未 済	まめ、	夏又 は 当 該 i 未 済 欠 損 d	主 観 圧質 🛭	室談 渡等 損失相 当額以	刈分の 腔除	未 済 火 損 金 額
事 業	年 月	臣 区	被合併法人等   発年度の別表		:人等の最終の! :別表七( ·)「5	a.	部分から成る欠損金額	年度にあっ	「業年度前の事業 ) っては 0 、支配関
7 /	1 6	~   _	又は当該法人 表七(一)「5」		法人の前期の別	-	(8) - (12)	にあっては	E以後の事業年度 :(5)と(6)のうち
			4	) ( & C (	5	J	6	し少ない金額	7
:	:			н		Н		Щ	<u>.</u> 円
:	:								
:	:								
<u>:</u>	<u>:</u>								
•	•								
•	÷								
:	:								
:	:								
:	:								
		計							
		支	配関係事業年度	以後の欠損金額の う 	うち特定資産	主譲渡等	損失相当額の計算	ずの明細	
対象:	<b>注</b> 人	支配関の事業年	係事業年度以後の  度の欠損金発生額	欠損金	金額のうち	特定資	産譲渡等損失相	当額の計算	1
支配	関係	事 (支配関	係事業年度以後の事業	特定引継資産又は9	特定引継資	産又は特定	特定資産譲渡等損	失額欠損命	:額のうち特定
業年の事			それぞれの別表七(一) の青色欠損金額」)	定保有資産の譲渡等 よる損失の額の合計	頃 よる利益の	で酸酸等に額の合計額	((9) = (10)) 又は(か (一)付表二[5])		渡寺損失相当額 1)のうち少ない金額)
v / 井 :	* +	及	8	9	10	)	11		12
:	:	内	Į!,		ניו	נין		נין	11
:	:	И							
:	:	内							
:	:	内内							
:	<u>:</u>	lr 3							
	計	1							

	事業 年度       :       :       INo.3 】 当事業年度に適用される 表 八       別表を使用していますか。       ハ
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (9の計)	非支配目的株式等 (33の計) 4 令
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (1) + ((2) - (20の計)) + (3)×50% - (4)×(20% 5 又は40%)
大き   大き   大き   大き   大き   大き   大き   大	6欄、26欄及び33欄の金額に益金不算入の対象とな を含めていませんか。 の利子の額 は加型公社債投資信託)等の公社債投資信託の収益の
他 株 受 取 配 当 等 の 額 24 ★ 【No.53】 24 欄の金式 同上のうち益金の額に算入される金額 25 を含めていません 等 益金不算入の対象と (24) - (25) 非 法 人 名 又 は 銘 柄 27 支 本 店 の 所 在 地 28	を額に、その他株式等に係る配当等の額に該当しないものか。
世	の金額に、非支配目的株式等に係る配当等の額に該当し めていませんか。 価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託 の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入 額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施 設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損 金不算入額 36 申告調	の 額 の 明 細 払 利 子 控 除 額 の 計 算 34 適用・不適用 5】35 欄の金額は、損益計算書の支払利息 賃利息及び手形の割引料等を含みます。)の 合計額(別表四において、支払利息等に係る 調整を行っている場合、その調整後の金額) 致していますか。

	国子会 る明細		受ける	配当等	等の益	金不	算入等に	こ関		事年	業度	•	•	法人	名							月オノ
外	名またの							称	1			[ No	o. 3 ] 🗎	当事業	年度	をに通	1月さ	される	5別表	を		
子介	本たの店る所		名	又	は	地	域	名	2			使用	して	います	゚゚゚゚゙゙ゕ゚゚	)			ı			ラ
           	は務 主所	所			在			地	3											_		2
の 名		た		る 		事		業	4		_	_		は、2   ている							%	- 以 往
称等	発 行		株 式		<i>の</i>	保 -	有 割	合(	5	<b>)</b>	上	となっ	ってい	ますか	<b>7</b> °						%	14
,,		済 株			通 9			合	6	١.		No.57]	7欄/	ま、当事	事業	年度	中の	日付	となっ	2	,,, 	- -
	支	払	義	務		隺	定 	H	7		て	います	トか。									学生月
		義 務 ———— 余 金		日 3	ま で  当	の 保 —— 等	:有期  の	額	9	<b>)</b> (	_	No.58】 すか。	8欄/	は、6丿	月以	上の	期間	引とな	つて	<i>(</i> )		5
						-	泉税等⊄			(	T	9 1340	(		)	(		)	(		円 )	l
益	法第23	条の2	第 2	項第 1	号に	掲げる	5剰余金	<b>き</b> の	11	有	ı ·	円 無	有	• <u>#</u>	円	有		無	有		無	1
	配 当 益等 たの 注						の 有 適用の有	無				無	有	· #		有		無無	有		無	
金	不額 損	当 (9) (	の元本	である	る株式	又はと	出資の総 注徴によ	金数		(			(		" ) 円	( (		···· ) 円	(		····· ) 円	
	対人	の 支払 (13)	ふわれ	た剰	余 金	の配	当等の	額		(		)	(		)	(		)	(			
不	となる。応	計計第	Ĺ上損	金の	額に算	算入さ	れた金 当 等 の	額	14	(		円 )			円)	(		円)	(		円)	
/st/s-	りない 取配			(	$9)  imes \frac{(}{(}$	14) 13)			15			Ĥ	Ì		円			<u>É</u>			<u>Á</u>	
算	金			(9) 又	は (19	5)	人配当等6		16	(		円	,		円	(		) 円	(		円	
入	入 (1 配 当		す応う 0)又に				税等の	額	17	(		) 円			) 円	(		) 円	(		) 円	
	剰余金		当等 ((9)-				用相当	額	18													
額		条の2 k 金	の	酉己	り益金 当 一(18)	等	人とされ の	ıる 額	19													
等			入と	される	剰余	金の西	頁の規定 記当等の 4」)		20													
の		り益金		とされ	る損ぎ	金算 入	:第9項 <i>0</i> 配当等 <i>0</i> )		21													
	(9) のう	ち益金			ぃる剰タ )) + (2		配当等0	つ額	22													
計			原	どによ 泉 10) ー	税	:不算。 等	入とされ の	ıる 額	23													
算		算入の	対象外	、とき	れる外	- 国源:	規定によ泉税等の		24													
	(10)の	****	表十七	,	·		泉税等の	)額		[	No.59	】27柞	闌の金	:額を別	刂表	四で	加算	して	います	ナか。	,	
			(2	23) —					25													
	益金	不 算	入と	: さ			余 金 靴の合計		西己	当	等	の額	· の	合 計	26						円	
	損金	不算	入	とさ	れ	る外	、国 源 園の合計	京 身	Ę	税	等(	の額	の	合 計	27	)						

別

表

## 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所 得の特別控除等に関する明細書

【No.62】同一事業年度内の同一暦年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳(特別勘定を設けた場合を含みます。)を重複適用していませんか

+ (五) せんか。 Ι 収用換地等の場合の 令 譲 公 共 事 業 者 の 名 称 1 譲 渡 資 【No.3】当事業年度に適用される 渡 別表を使用していますか。 公共事業者から買取り等の 同上のう 資 対応す 申出を受けた年月日 匹 産 収用換地等による譲渡年月日(3) 支 出 し た 譲 渡 経 費 の 額 14 🕽  $\mathcal{O}$ 渡 眀 経 以 譲渡経費に充てるため交付を受けた金額 譲渡資産の種 15 費 細 後 【No.60】 3 欄 0 終了 取 差 額 対価補償金及び清算金の は、2欄に記 【No.61】建物を取り壊して土地を譲渡して 0) 事 載した日から 収益補償金のうち対価補償 計 同 いる場合、14 欄の金額にその建物の帳簿 業 に相当する部分の 補 6月を経過し 算 額 価額、取壊費用の額等を含めていますか。 年 償 経費補償金のうち対価補償 譲 た日までの日 度 金 に相当する部分の (9) + (10)付となってい 分 等 当期前において設けた特別勘定の金額 で、当期において益金の額に算入して 移転補償金のうち対価補償 D ますか。 に相当する部分の 当別において盆金の額に昇入して 別 控除の 規定の 適用を受ける企 額 時 当該譲渡の日の属する年において譲渡した他 の資産につき、5,000 が川、2,000 が川、1,500 が 円及び800万円特別控除の規定並びに1,000 万 円特別控除の規定の適用を受けた金額 額 額 D 取得した補償金等の額 9 20 計 (5) + (6) + (7) + (8)別 控 除 特別控除に係る交換取得資産の価額 10 21 5,000万円一(20) 同上の交換取得資産につき 支払った交換差金の額 特別控際額 (((18)×は(19))と(21)のうち少ない金額) 計 11

## Ⅱ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業施行者等の名称	23 特定住	譲 1 , 5 0 0 万 円 特別 控 徐 の額 用 を 対 ナ 全 の額	38
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	· • Ŀ	た 1,500万円一(38) 場	39
取得した対価の額	25 円 事業	合 当該譲渡の1の属する年において譲渡した他のの資産にき、5,000万円、2,000万円、1,500万円 円板5000万円特別控除の規定並びに1,000万円 別投除の規定の適用を受けた金額	40
	26	控 特 別 控 除 残 額 5,000万円-(40)	41
【No.63】収用換地等及び特別 で係る所得の特別控除制度	の適用を受ける場	か 計 特 別 控 <del>除</del> 額 <sup>京</sup> <sup>((32)</sup> 、(39)と <del>(11)</del> のうち少ない金額)	42
特定事。合、同一暦年での特別控除 万円を超えていませんか(2	0~22欄、35~37欄、	<ul><li>選当</li><li>選当</li><li>選出</li><li>支援</li><li>選出</li><li>では</li><li>では</li><li>できる</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li>のの</li><li></li></ul>	43
譲     40~42欄、45~47欄、50~       また、別表十(五)付表は、	** ** *	た 800万円一(43)	11
に作成・添付していますか 額		日 当該離渡の口の属する年において譲渡した他 の資庫につき、5,000万円、2,000万円、1,500万 特 円及へ800万円特別控除の規定並びに1,000万 別 円特別控除の規定が適用を受けた金額	45
差引 譲 渡 経 費 の 額 (29) - (30)	31	5,000万円一(45)	46
譲 渡 益 の 額 (25)+(26)-(27)-(28)-(31)	32 第を	の計 特別 控除額	47
特等 当該譲渡の日の属する年において譲 定を 渡した他の資産につき、2,000万円特 土譲 別控除の規定の適用を受けた金額	33 特定	た 見 定 の 適 用 を 受 け た 金 額	48
地渡 区し した 整場	34 見期	合 1,000万円 - (48)	49
理合 当該譲渡の日の属する年において譲渡した他 事の 円	35 有 :	の次立にへき F00m川 900m川 IF0m	50
等別 の控 特 別 控 除 残 額 た除 め額 5,000万円ー(35)	36 第 を	額 5,000万円 — (50)	51
にの 土計 ((32)、(34)と(36)のうち少ない金額)	37 渡		52

完全支配関係法人の資産の譲渡がある に係る特別控除額の特例に関する明細		事業 . 【No.3】当事業年度 年度 . 別表を使用している	=
完全支配関係法人の資産の記	譲渡がある場合の	収用換地等の場合の所得の特別控	余額の計算
当該資産の 他の資産は 受けた金額 していますか。	に作成・添付	当該資産の譲渡をした日の属する年の調整前損金 算入額 (6)+(7) 当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額	8 8
5,000万円一(1)	2	の合計額 (8) - 5,000 方円 (マイナスの場合は0)	9 <u>[7</u>
調 整 前 特 別 控 除 額 ((別表十(五)「18」又は「19」)と(2)のうち少ない金額)	3	当該法人の調整前損金算人額の割合 <u>(6)</u> (8)	
当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期内において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別 控除起過額 (9)×(10)	TI
当該資産の譲渡をした日の属する年において譲渡した 同上以外の他の資産につき、5,000万円、2,000万円、 1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定がある場合の	5	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別 控除額 (6) - (11)	第 12 月 月
No.63	特別控除額の合計 えていませんか(8	の特別控除組 (12) ((5) のうち特別控除額)	13
関係法人が譲渡した 計額 完全支配関係法人の資産の譲渡:	がある場合の特定事	(13)× (3) (3)+(4) 業の用地買収等の場合等の所得の特別控	14 1除額の計算
調 軽 前 特 別 控 除 額 (別表十(五)「32」と「34」のうち少ない金額)、(別表十 (五)「32」と「39」のうち少ない金額)、(別表十(五)「32」と「59」のうち少ない金額) と「44」のうち少ない金額)又は(別表十(五)「32」と「49」 のうち少ない金額)	15	当該資産の譲渡をした日の属する年の特別控除超過額の合計額 (20)-5,000万円 (マイナスの場合は0)	21
当該資産の譲渡をした日の属する年のうち当期内において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定並びに	16	当 該 法 人 の 調 整 前 損 金 算 入 額 の 製 合 (18) (20)	22
当該資産の譲渡をした日の属する年において譲渡した 同上以外の他の資産につき、5,000万円、2,000万円、 1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万 円特別控除の規定の適川を受けた金額	7	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別 控除起過額 (21)×(22)	23
当該資産の譲渡をした日の属する年において当該法人 が譲渡した資産に係る調整前損金算入額 (15)+(16)+(17)	18	当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年の特別 控除額 (18) - (23)	24
当該資産の譲渡をした日の属する年において完全支配 関係法人が譲渡した資産に係る調整前損金算入額の合 計額		当該法人の当該資産の譲渡をした日の属する年のうち 当期の特別控除額 (24)-((17)のうち特別控除額) (マイナスの場合は0)	25
当該資産の譲渡をした日の属する年の調整前損金 算入額 (18)+(19)	20	特 別 控 除 額 (25)× (15) + (16)	26

	月換地等に伴い取得した資産 、に関する明細書	<b>の</b> .	間	にお	おいて、所得の特別控除と圧縮記帳 (特別勘	別表十
譲渡	公 共 事 業 者 の 名 称	1	· -		这りた場合を百みより。)を里復週用してい 	三四
資産	収用換地等による譲渡年月日	2		資	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積  25	令士
かの	譲 渡 資 産 の 種 類	3		産に	15年次本の原理のため(01)リル	六・皿
明細	譲渡資産の収用換地等のあった部分の 帳簿価額	4	П	つい	圧   (21)のうち特別勘定残額に対応   26	四 ・
取得	対価補償金及び清算金の額	5		いて帳	別表を使用していますか。	一以後
した補	同補 収益補償金のうち対価補償金に 相当する部分の額	6		簿	度 前を資 前 期 末 の 取 得 価 額 28	終了
償 金 等	上償 以企 相当する部分の額	7		価額	以たで	事業年
の額の	外の 移転補償金のうち対価補償金に 相当する部分の額	8		の減	to the set	中度分
計算	取 得 し た 補 償 金 等 の 額(5)+(6)+(7)+(8)	9		額等	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	ات ا
保	留地の対価の額	10		をし	川: 縮 限 度 超 過 額 (25) - ((27) 乂は(30)) 31	
交	換 取 得 資 産 の 価 額	11		た場	取得価額に算入しない金額	
譲	支出した譲渡経費の額	12		合	((25)と(27)のうち少ない金額)又は 32	
渡	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13		特	特別勘定に経理した金額33 繰り出場の対象となり得る金額。	
経費			[N C1] 7##m+	· 15	(26)	
0	差 引 譲 渡 経 費 の 額 (12)-(13)	14			スり壊して土地を	
額	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡 経費の額		その建物の帳簿 額等を含めてV		5額、取壊費用の (23) 度 額 36	
0	$(14) \times \frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	15	領守を占めて	'X	) 104 37 ))	
算	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14)-(15)	16		け	線 同上のうち前期末までに益金の	
帳	補償金等の額又は保留地の対価の額に			た場	越 額に算入された金額 39 39	
海価	対応する帳簿価額 (4)×(9)+(10) (9)+(10)+(11)	17		- %///	Ø = Hu 1: #4: Lill Hi c> 78: 46:	
額の	(9) + (10) + (11) 交換取得資産の価額に対応する帳簿価			 交	第 (38) — (39) — (40)	
算	額 (4) — (17)	18		换 取		
差	取 得 し た 補 償 金 等 の 額 (9)	19		得 資		
	同上に係る譲渡経費の額			産に	(11)	
益	$(14) \times \frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	20		つい	機 取 (4) 又は (18) 45	
割	差 引 補 償 金 等 の 額	21		て帳	- 「	
合	(19) — (20)			簿価	額   の  父換取得資産に係る議被   47	
0	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4)×(9) (9) (11)	22		額を減	の 海 計	
<u>.</u> [-	(9) + (10) + (11)			額し	FE 925 PH 10: 450	
算	差 益 割 合	23		た場合	圧 縮 限 度 超 過 額 50 (43) — (49)	
				П		

		資産の買換 入に関する			导した	資産	の圧約	縮額等の		_	_					度資産及	1 1 =
,,,,,				•		(		号該当)	Д					かか条の ノていま		1 項の表	`  -
-	譲	渡した	資	,	の 種		1									。 度資産の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
譲	構	造 シ	-	は	用	途										易合にお	`
渡	取	得	年.		月	日		• •	_							。 I ひ買換 <i>え</i>	~
資	所		在		<del></del> [	-	4	平力メ〜	— Ь <i>Л</i>							トる届出	1
産		渡 し た	土地			而 積		1 24 2.								ますか。	
	譲	渡	年	)	月	H	6										<u> </u>
0	対	仙		の		額	7		Ш								<b>/</b> □
明	譲簿 渡価	帳	<b>海</b>	価		額	8										1
細	直額前	譲渡に	要し		費	の額	9			[ No. 3	】当国	<b>事業年</b> 月	まに 滴	用され	る別え	長を使	1
	の 帳		(8) H				10			_	いまっ		~. ~_	, , , · · ·	w / <b>, , , ,</b>		
美	124	益		割		合	11	$\overline{}$		.,		1					美企
	取 1		換	資 産	のり	種 類	12	\ <u> </u>									
取	構			は	用	途	13		Vo 65	] 建地	かか取	り壊し	て十州	かな譲渡	1.7	いる場合	<u> </u>
	所		-			-	14			_						別別の額	
得	取	 得	年		月	В	15				ますか		100 IDT	PH P2// *	· · · · · · · ·	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	.,
	取		<u> </u>	価			16			'	/ 14	J					$\mathcal{J} +$
資		 の用に供した.	∨ }+ {II: •		人なのり												
産		買換資産が土地	也等であ	り敷地の	用に供	される	18			•		_					
	買で換あ	場合の建物、相 (18)の建物、相							No.6	66】買	換資	産が措法	法第65	5条の7	第1	項の表の	)第
の	資る	した年月日			$\dashv$			3	- } 号(	<u>-</u> ひ下榻	の土地	也等でる	ある場	合、その	の面積	賃は300n	d以
	産場	取得し	た土	地等	<i>の</i>	面 積	20									は駐車場	
明	が合	同上のうち買換	えの特例	別の対象と	とならな	い面積	21	月	引に作	共され	るもの	ののみ7	が対象	となり	ます。	)。	
細	十. 地	取	———— 得	価		額											
	等		(16) × (2	20) — (21) (20)	<u>)</u>		22	\									-
	買換質	    発の帳簿価額を	と減額し	(= - /	(立金と	して積	23	<del>-</del>									
帳	み立て	た金額					23									は20欄	
簿	圧	買換資産の取得 特別勘定残額に					24					倍を超	える音	部分の配	面積を	記載し	
価	縮	上 縮 基	雌	収 1	得出	h 額				すか。				de a como	- , , ,		
額	服	(((16)又は(2					25			、そ(	の明細	を別組	に記載	載して液	た付し	ていま	
の		質に却前り	明 末	の取	得(	価 額	26	一 す;	か。								厂
減	度	換取資品の						=									$\leftarrow$
額	額	産をで 前 単 がしあ	明 不	の帳	薄 1	価 額	27	_(									$\mathcal{L}$
等	の	期減場 圧 糸				仙 額	28	[1	Vo.68	3】4♯	聞の「i	近在地!	が集	中地域」	以外0	)地域内	
を	計	前償	(:	$(25) \times \frac{(27)}{(26)}$	6)		20									也域内で	
i	第	圧 縮		<b>艮</b>	度	- 額	29							_		29 欄の	
	圧.	縮 限	又は(28) <u> </u>	)×(11): 超	× 100 過	額	$\vdash$					・ ません					H
場	,		(23) — (2		Wei	105	30										
		身 価 額 に と(29)のうち少													1		ノ <sub>ヿ</sub>
		と(29)のっち少 >ない金額)× <u>(</u> 2		虹/又ほ()	((23) E	(29) (/)	31										
-	対		,	の 合	計	額	32		Н	fi:t-	면데 #%	宁 )= 65	K rm ,	L	変〕 つつ		Н
対			(7の計)				34								·		
価	同上の	うち譲渡の日を	含む事業	年度におい	いて使用	りした額	33			別人計	る金額	ソら貝換質	産の収得!	こ充てようと	<sup>= 3</sup> 40		
9		勘定の対								脚直	裸	入	限	度	額		$\overline{}$
	_	.69】一定															
		以内) に				身した	よカン	った場合	à. 4	5欄に	益金の	り額に算	章入さ	れるこ	ととれ	よる特別	勘定
	の金	:額を記載	して	います	トか。 -												
組の	Æ.	同上のうち前舞	日本セベ	医胃癌炎	※必下	迎げナ				繰			までに益く	金の額に昇	へき 44		
の 計	額	同上のすら削り てた金額	如本まで	に貝換員	たり収	一一	36			た越場り額	れた金額				\		
計算	の計	当期中において	て買換資	産の取得	に充て	た企額	37			合の	当期中	に益金の	額に算え	入すべき金	定額 45	)	
/F	算	翌期へ繰り				計額	38			計算	期末	: 特 另	训 勘 - (44) — (4		額 46		
		(	.00) — (3	6) — (37)			$\perp \perp \perp$	その他	参考		 事項	(40)	(44) = (4	10)			
								○ · > IŒ.	- 1	~ ~ ~							

寄附金	の損金算入に	関する明細書					事年	業度	· ·	法人名				为 表
	<b>小 共 注 )</b>	等 以 外 の 法 人 0	りも	. 🚓						小女注「	<u> </u> , 等 の 場 合			
	指定寄附。		Ι			П				公金太人	、守の場合			一
支	(41 0	の計)	1				損	支長す	期 給 付 事	業への	繰入利子	領 25		_
一 出 般 し	(40.6	等に対する寄附金額 り計)	2				111	#						
た	その他の	寄 附 金 額	3					し 同	1. 以外の	みかし	客 附 金 》	須 26		<u> </u> プ.
新 寄 寄 附	,   E	<del> </del>	4				77	No.	3 】 当事	業年度	に適用さ	れる	別表を	1
金金	(1) + (.	2)+(3) 関係がある					44	_	していま			, - 0	,,,,,,	<b>→</b> ·
の額		る 寄 附 金 額 計	5				算	101		, 0				
損	H	+ (5)	6					額	(05)	計 (86) 1 (	02)	28		· 後
金	得 金 (別表四「26	額 仮 計 の①」)	7				人		(25)	+ (26) + (	21)			
	附金支出 (6)+	前所得金額	8					所	得 金	額		計 29		1
, 入	(マイナスの		Ů				限		(別表)	4「26の①」	)			
限同	上 の <u>2.5又は1</u>	. 25 相 当 額	9					寄 附		出 前 所 3) + (29)	行 得 金 智	領 30		事  業 年 度
,,,,	末の資本金の額の合計額又	近及び資本準備	10				度			スの場合は	0)	00		序
<b>新</b>	(別表五(一)「32の(	Ð]ı[33∅⊕_)	$\succeq$	_				同上		又は50 100	相 当 着	須		ダ
の同	上 の 月 (10) ×	数 换 算 額 	11				額	$\frac{-5}{10}$	0	100 200万円に満:	たない場合	31		
<b>⇒1</b> .	2.5	12			_						- ····			
225	1,000	) 1494	12							丘(一)の	)32④欄+	-33(4	り欄の	
	般 寄 附 金 の 損 ((9)+(12)	1	13	合語	計額を	·記i	載し	ていま	<b>ミ</b> すか。					
特対金宏	附金支出前所得金額	6 9E	_	$\overline{}$			PT	ÝII Á	か の 担	A 45	1 m m /	須 33		丿
定す算 <sup>同</sup>	(8) × 6	100	14								人 限 度 る うち少ない金額			
益寄限加力	たの姿末金の額及び答え	100 に進備会の額の会計額					算		<b>全</b> 第	人。		須		
増附度 工 進金額	は出資金の額の月数1 (11)×3	與算額の <u>3.75</u> 相当額	15						(31) と (32) (33) のうち		い 金 額 ) 又 l i )	ま  34		
法のの	1,	000					HE.	- +	1744 A	. Arte	л A #	beri		
人特計 特定 等別算	E公益増進法人等に対する寄		16				指	定寄	附 金 (41の		の金額	項 35		
に損	((14) + (15						- H	BB V±	K 1= 41 .4	- 7 G W	L A das TI -			
	増進法人等に対する? )と((14)又は(16))のう		17								村 金 額 及 7 する 寄附 金 8			
指 定	寄 附 金 (1)	等の 金 額	18											
	関連者に対す						(28)	の寄附金額	頁のうち同士 - (28) -		以外の寄附金額	須 37		
	店等に対する							Ι						
	(4) - (19)	. Mr. r. b. v. v b. der	20				損	同上の		額に算人 (34)ー(35	されない金額 )	组 38		
10	上のうち損金の額に (20)ー((9)又は(13)	)) - (17) - (18)	21				金		(01)	(01) (00	,			
<del>   </del> -	外関連者に対す 店等に対する						ボ				附 金 額 及で けする寄附金額			
64.							算	2022741	2   3   7   1   1   1	(36)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
入	(5)	ベに対する可削亚銀	23				人			計				
額	計 (21) + (22)	+ (23)	24				額		(38	(39)		40		
		指 定 寄	<u> </u>	附	金	等	1	 E 関	す	る明	細			
寄	附した日	寄 附	5	t	仕	; 示	: 番	号	寄曆	対金の使	: 途	寄	附 仓 41	額
														円
				Ä	+									
	特定公益增	進法人若しくは認定	特別	定非営利	活動法	人等に	対す	る寄附金ス	スは認定特定	公益信託に	対する支出金	の明細		
寄附した	たH又は支出したH	寄附先又は受	託礼	Ť	DF	ř	Æ.	地		使途又は 言 託 の	認定特定 寄 所 名 称	十 金 都		出金額
									and IIII;	⊷ µ⊔ √2	- H 1/31		42	rj
				÷	   <del> </del>									
	マの44	の寄附金のうち	持っ			烫定。	特定。	公益 信 幫	を除く	) [- <del> </del>	3 支出全の叩	日細		
₽.	出した日	受託		F 公 金 皆	1書 託()		在在	上上		益信託		女	出金	額
^	0 70 H		- 1	-	,,,		paka		1 /2 = 4	111 114	1.4 10.4		1 1/2.	H
i		I			I						1			

	配関係があ る明細書	る法人の	の間	]の	取引の損	益の調	整	事 業 年 度			法人	.名			
譲	受 法	人	名	1											計
譲渡 損	員益調整資	産の種	類	2											
譲	渡年	月	Ħ	3		•		•		】 当事美		に適月	用され	る別	表を
襄 渡	度 収 益	の	額	4	(	H			1.3		1.7			1 3	
美渡	度 原 価	Ø	額	5	)◀——		.71】 きすか		金	額は、1,	000万	円以」	この金	額を	記載して
1 整	前 譲 渡 (4) - (5) イナスの場合	利 益 ()は0)	額	6											
E縮記	帳等による打	員金算入	額	7											
VIIIV	渡 利 (6) — (7)	益	額	8											
期が譲	渡年度である場合	うの損金算.	入額	9											
	渡 損 (5) - (4) イナスの場合	失	額	10											
期が譲	渡年度である場合 (10)	合の益金算	入額	11											
	p うち 期 首 現 . 算 人 さ れ て (前期の(1	いない金		12											
五 当	期 益 金 ( 無便法により計算・ ( には、(21)又は(25)	算 入 する場合 5)の金額		13	k i										
り 間 翌期! 隆	以後に益金の額と ((8) 又は(I2))		金額	14		(N	o.72]	譲渡損	益記	問整資産	が減価	償却	資産又	は繰	延資産
	の う ち 期 首 現 . 算 人 さ れ て (前期の(1	いないか		15		1				又は16欄					
頁	期 損 金 「簡便法により計算・ には、(22)又は(20	算 入 する場合 あ)の企額		16											
別 翌期!	以後に損金の額と ((10)又は(15))		金額	17											
期に譲	受法人において生	上じた調整₹	事山	18	譲 渡 ・ その他(	償 却	譲っき	度 ・ 償 也(	却)	譲 渡・その他(	償 却	譲 渡その他	· 償	却)	
海当	賞 却 期 間 譲受法人が適用 する耐用年数			19		月			月		月			月	
短期 個	当期の月数(生である場合に	「期が譲渡り は譲渡日2	から	20											
金 封	当期益金		額	21		円			円		円			円	
入解	当期損金			22											
を を 計 計 組	支出の効果の人		月数	23											・ 度において 年度もそれ
算する	当期の月数(生 である場合に 当 期 の 末 日	は譲渡日ス	から	24						まにより?					
る 資 ス場	当期益金		額	25		H			円		円			円	
は合産	当期損金			26											

交際費等の損金算入に関する明細書	事 業 · · 法人名 · 法人名 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
支出交際費等の額(8の計)	円 損金算入限度額 <sub>4</sub>
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計)× 50 100	【No.3】当事業年度に適用される
中小法人等の定額控除限度額 ((1)と((800万円× 12 )又は(別表十 五付表「5」))のうち少ない金額)	損 別表を使用していますか。
支 出 交	際 費 等 の 額 の 明 細
科 目 支 出 6	額 交際費等の額から 差引 交際費等の額 (8) の う ち 接 待 業 控除される費用の額 差引 交際費等の額 飲 食 費 の 額 年 7 8 (9)
交際費	P P P
合、9 欄   また、   は完全支	資本金の額又は出資金の額が100億円超の法人である場合を記載していませんか。 これらの額が1億円超の法人である場合又は一若しく 正配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保ている法人等である場合、3欄の計算をしていませんか。
0 0 0	
【No.74】交際費等の額に係る控除 象外消費税額等を支出交際費等の に含めていますか。	
∄t	

旧の	定額法又は定額法による 償却額の計算に関する明	5 減 月紐	価償却資産  書	事年	業度			法人名			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	種類	1									$\Box$ :
資	構造	2									
産	細 目	3									
区	取 得 年 月 日	4						•			
分	事業の用に供した年月	5									1
	耐 用 年 数	6	年			年		年	年		年
	取得価額又は製作価額	7	外 円	外		円	外	円多	<u> </u>	外	円
得価額	(f)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の仮 却籤計算の対象となる取得価鑑に算入しない金額 差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	8					【No.3】当 と使用し、		E度に適用され まか、	れる別表	
	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10				٢	- IX/II C	(	7 77 °o		•
帳	期末現在の積立金の額	11									
簿	積立金の期中取崩額	12									1
得	差 引 帳 簿 記 載 仓 額 (10)(11)(12)	13	外△	外△			外△	3	<b>ት</b> △	外△	
価	損金に計上した当期償却額	14									$\dashv$
額	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外			外	3	<u>ላ</u>	外	٦
	合 (13)+(14)+(15)	16									$\dashv$
	平 残 存 価 額	17									╡
当	成 差引取得価額×5%	18									$\exists$
期	19 年 (9)× 5 100 10定額法の償却額計										$\dashv$
分	第の基礎となる金額 (9)-(17)	19									egthinspace =  egt
の	月	20	[ No.77	7】中	小企	業者	に該当し	ない場	合又は適用隊	余外事業者に	•
普	日 の 場 合	21	該当す	- る場	合等	に、	次の特別	償却を	適用している	ませんか。	
通	前 (21)×割増率	22	(1) 🛱	小企	業者	等が	機械等を	取得し	た場合の特別	川償却	
償	取 計 ((21)+(22))又は((16)-(18))	23	(2) 坩	也方泪	5力向	上地	2域等に2	おいて	特定建物等を	取得した場	
却	分 (16)≤(18)	24	合の	特別	]償却	(適	用要件の	)緩和措	<b>造</b>		
限	平 成 定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25	(3) 🛱	小企	業者	等が	特定経営	的自己	:設備等を取得	导した場合	
度	定額法の償却率	26	の特	別償	封						
額	月 第 出 償 却 額	27							ト別償却率の_	上乗せ特例)	
等	日	28	. ,				強化設備				
	取 得 (27)+(28)	29	. ,						の特別償却		
当期	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30			係る	もの	)(中小	、規模法	氏人に係る適用	用要件の緩和	
分	特はに借   和 税 特 別 措 置 法   別割よ却   適   田   冬   1泊	31	措置								
の償	財政 特別償却限度額	32							産について、		
却限	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33							用していませ	-	
度額	合 (30)+(32)+(33)	34	_	_					すべき基準則	又得価額割合	
当		35	人 及び償	到率	いこよ	って	計算して	います	_\mathcal{I}_j^\circ\		,
差	償 却 不 足 額 (34)-(35)	36					ı				/
引	貸却超過額 (35)-(34)	37		_			I				=
償	前期からの繰越額	38	_	_					は、前事業年	医度の申告書	
却	当認 償却不足によるもの	39	の金	額と	一致	して	ハますか	0			
超過	期容 積 立 金 取 崩 し 金額 に よ る も の	40									ヿ゙
額	差引合計翌期への繰越額(37)+(38)-(39)-(40)	41									$\dashv$
特	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((36)-(39))と((32) (33))のうち少ない金額)	42									$\dashv$
	当期において切り捨てる特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	43									$\dashv$
担却	差引翌期への繰越額 (42) - (43)	44									$\dashv$
不足	型越 期額	45									$\dashv$
額	当期分不足額	46									$\dashv$
適格合	・組織再編成により引き継ぐべき 併 等 特 別 償 却 不 足 額	47									$\dashv$
備者	(((36)-(39))と(32)のうち少ない金額)										$\dashv$
											- 1

	定率法又は定率法は 賞却額の計算に関する			事 業年 度		•	法人名			別 表 十
	種	頁 1			·			•		
資	構									(=
産	細		【No.76】平成 28							
区			物並びに鉱業							·
分	事業の用に供した年	7	「構築物の償却」	方法に	こついて、	定率法	を適用	していません	か。	年 灰
	耐用年数		6	hi	Н	ы	Н:	fel II	1/94	
取得	取得価額又は製作価額ののうち積立金方式による圧縮記帳の場合の		外円	外	H	7F	H)	×F 1	1 21	H
価	却額計算の対象となる取得価額に算入しない命	额の								
額	(7) - (8) (7) - (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	y 9								
償	期末現在の帳簿記載金	額10								
却額	期末現在の積立金の名									
計	積立金の期中取崩巻	頁 12 額 13	外△	外△		<u>₩</u> [No	0.3】当	事業年度に適	i用される	3 二 業
算の	(10) - (11) - (12) 損金に計上した当期償却					別表	長を使用	用していますフ	g,°	⊢∄度
基礎	損金に計上した当期債却 前期から繰り越した償却超過:	-	外	外		外	3	外	外	<b>-</b>
٤	合	和 15 計 16								
なる	(13) + (14) + (15) 前期から繰り越した特別償却	不 17								
額	足額又は合併等特別償却不足 償却額計算の基礎となる金	6 <u>5</u> 1								
	(16) - (17) 平 差引取得価額×5									
当	成 19 (9)× <u>5</u> 100 (10 対象 対象 の Mite HII									
期	年   旧定率法の償却   3   第 出 償 却	率 20 額 21	וין		וין		19		1	111
1	月 31 の場合増加質却	類 22	(	(		/	1	1	1	)
分	以 前 (21) × 割 増 率 計	23								
0	取 ((21)   (22)) 又は((18) = (1 得 (16) ≤ (19) 算 出 償 却	類 24	No.77	7】中小	企業者	に該当し	ない場	場合又は適用	除外事業	者
普	分の場合((19)-1円)×60							を適用してレ゙		<i>ب</i> دئ.
通	平定率法の償却る	56						た場合の特別		ī
償	19 (18) × (25)	型 26 图 27	1 1					定建物等を取	文得した:	場
却	4 費 却 保 証	到 28			其却 (適)					. [
限	月 (9)×(27) 1 改定取得価額	+				特定経営	'力向上	:設備等を取得	身した場~	合
度	日 (26) < (28) 水 定 償 却 5	-		別償去		~ 네스 크리 (의소			エッルが	I)
額	以 。	9 31	( -/ 1/2	** ** * *				別償却率の上	:乗せ特征	列)
等	取	須 32			と継続力!				()上V用 の i	<del>-</del>
	待 ((26) 又は (31)) × 割増:   分   計 ((26) 又は (31)) + (32)	33	(6) 将			- ,,		の特別償却		
当	当期分の普通償却限度額 (23)、(24)又は(33)	34			一体るも	ク) (甲4	1、規模	去人に係る適	田安件(/)	'綾
期分	特はに償 租 税 特 別 措 置 別割よ却 高 田 冬	法 35	和措 ( <b>I</b> N 78		増出のほ	お田ナ、巫)	けた次	産について、	出沙 ア ト	<u>間</u> フ
の償却	簡單名限	_	71					産について、 類用していませ		ري ا
却限度	前期から繰り越した特別償却足額又は合併等特別償却不足	不 37						Iのしている。   すべき基準	-	i生i
度額	合 肩 (34) + (36) + (37)	38	_		域によっ、				以付 叫 饭	1 = 1
当	期償却	頁 39		巨小叶	- <sub>(C</sub> & )	、印弁 し	, C 1 . T	· 1 1/3°0		
差	(38) - (39)	租 40								
引	償 却 超 過 : (39) - (38)	祖 41	T <sub>NY</sub>	4 1 24	:古米欠 =	キふさで	√品 +止 <i>中</i> 元	74 光中光片		H. #
償	前期からの繰越れ	頁 42	- I	_				は、前事業年	・皮の甲草	音
却超	当 <sup>認</sup> 償却不足によるもの 類 <sup>容</sup> 積 立 金 収 崩	0 43	の金	領と―	·致してV	いよりかん	0			
過	金額 に よ る も	し か 44								
L.	差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 (41) + (42) - (43) - (44) 翌 期に 繰り載するき 株別 食却不足	40								
特別	翌期に繰り越すべき特別償却不足(((40)-(43))と((36)-(37))のうち少ない金当期において切り捨てる特別償	ğ) ±0								
償	当期において切り指しる特別領   不足額又は合併等特別償却不足   差 引 型 期 へ の 繰 越 :	須 47								
却不	(46) - (47)   翌越   ・ ・	40								
足	期額への	49								
	<sub>雑訳</sub>   ヨ 別 刀 小 足 3 組織再編成により引き継ぐべ	è								
合 ((	併 等 特 別 償 却 不 足 (40)ー(43))と(36)のうち少ない金額)									
備	7									

資産に係る控除対象外消費税を する明細書	領等の損金算入に	事業年度		法人名					
繰 延 消 費 税 額 等 (発生した事業年度)						田 知分			
当 期 の 損 金 算 入 限 度 額 $(1) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$ $(1) \times \frac{\text{当期の月数}}{60} \times \frac{1}{2}$	2 [No.107]		れに係る消 外消費税額						
当期損金経理額	また、	課税売上割	·)を添付して 割合が 80%。	未満である	場合、繰延				
損 金 算 入 不 足 額   額等の損金算入限度額の計算をしていますか(資産に係る   控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係   るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合									
引損金算入限度超過額(3)-(2)			たものを除る						
損前期からの繰越額	6		【No. 3 】当事	三 業 任 庶 に	高田される				
入 限 限 度 度 超		5	別表を使用し						
過 翌 期 へ の 繰 越 額 (5)+(6)-(7)	8								
当期に生じ	た資産に係る控除	対象外消費	税額等の損金	È算入額等σ	り明細				
課税標準額に対する消費税額等 (税抜経理分)	9	(12)	のうち当期	損金算入額	類 14	Ħ			
課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 等 (税抜経理分)	10	同額	3)の割合が80% 資産に係る控 等の合計額	余対象外消費:	脱 15 				
同上の額のうち課税標準額に対する消 費税額等から控除されない部分の金額		等額の	産に係る控除すで棚卸資産に係る控除す産に係る控除す	系るものの合	計 16				
同上の額のうち資産に係るものの金額		、 等	産に保る控除外で特定課税仕方合計額						
国上が協切 / う員座に床るものの並供 (資産に係る控除対象外消費税額等の合計額)			産に係る控除対 で20万円未満の						
当期の消費税の課税売上割合	13		の 繰 延 消 ・(15))又は((12)-						

添	付対象外国関係会社の名称等に	こ関	事業 年度	法人名	万 录 十
	名称	1			-t
外	本たの店る所国名又は地域名	2		!割合が20%未満である :社及び添付不要部分対	<i>1</i>
	又事在       は務       主所   在 地	3	定外国関係会社を	又は租税負担割合が275 有する場合、別表十七 (合算課税制度の適用:	(三)等を作成・
国	事 業 年 度	1	であっても、これ	に日鼻味代制及の週月からの外国関係会社又は ちま等を添付する必要	特定外国関係会後
関	主 た る 事 業	5			
係	外国関係会社の区分	6	特定外国関係会社 対象外国関係会社 外国金融子会社等以外の 部分対象外国関係会社	【No.3】当事業年度 別表を使用していま	
会	資本金の額又は出資金の額	7	外国金融子会社等 ( 円)	外国金融子会社等 ( 円)	外国金融子会社等 ( 円)
云	株式等の保有割合	8	%	%	%
社	営業収益又は売上高	9	( 円)	( 円)	( 円)
6	営 業 利 益	10		は、添付した外国関係  載内容と一致していま	
の 	税 引 前 当 期 利 益	11			, ( <del> </del>
名	利 益 剰 余 金	12	( 円)	, , , ,	
	所得に対する租税の負担割合 (別表+七(三)付表ニ「39」又は「40」)	13	%	%	%
称	企業集団等所得課税規定の適用を 受ける外国関係会社の該当:非該当	14	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
等	添 付 書 類	15	資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法中告まの写し、企業集団等所も 提税規定の適用がないものとした場合に計算される業額である。 までは、おいるのでは、企業ないものとした場合に計算される法人所得税	法令により課される税に関する 申告書の写し、企業集団等所得	資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する中告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税
課税対	適用対象金額、部分適用対象金額又は 金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三の二)「26」、別表十七(三の 三)「7」又は別表十七(三の四)「9」)	16			
象金ヶヶ	請 求 権 等 勘 案 合 算 割 合 (別表+七(三の二)「27」、別表+七(三の 三)「8」又は別表+七(三の四)「10」)	17	%	%	%
額等の状況	課税対象金額、部分課税対象金額又は 金融子会社等部分課税対象金額 (別表   七(三の二)「28」、別表   七(三の 三)「9」又は別表十七(三の四)「11」)	18	( 円)	( 円)	( 円)

	定外国関係会社又は対象タ 額等の計算に関する明細語		関係会社の適用対	対象	事年	業度			法人名	5					】 】 】 十
外	国関係会社の名	称 1			事		業	年		度		•	•	•	= +t
	適月	対	象 金 額 及	びま	果税	対	象 金	額	の計	算					
所	得計算上の適用法	令 3	本邦法令・外国	法令						1	6				-         
当其	用の利益若しくは欠損の額又は所得金	額 4			減		/			1	7				四
	損金の額に算入した法人所得税の	額 5			(/JX)					1	8				- L
		6								1	9				一 後 終 了
000	【No.82】24欄の金額は、 二確定した法人所得税の ミすか(2 欄の事業年度の 、所得税の額を記載して	)額を D所行	と記載してい 导に対する法	Z			_	- を使月	事業年		すれ		13 	<u>_</u> ,	→ <b>→</b>
算		9			基	準 (-	所 4) + (1)	得 ) — (2	金 1)	額 2	2				
		10	,		繰起	遂 欠	損 金 の (30 の	) 当 )	外控 除	額 2	3				
	小 計	11			当期法	中に人	上納付す 所 得	- るこ 身 税	ととな	さる <sub>2</sub>	4)				
	益金の額に算入した法人所得税の還付	簡 12	:			中にi 人	還付を受 所 得			sる 額	5				
減	子会社から受ける配当等の	額 13			適 (	用 (22) <b>-</b>	対 - (23) -	象 - (24)	金 + (25)	額 2	6				
算	特定部分対象外国関係会社株 等の特定譲渡に係る譲渡利益	式 紅 額			請习	大 権	等勘	案 合	算 割	合 2	7			(	%
	控除対象配当等の	額 15			課	税	対 (26) >	象 ((27)	金	額(2	8	(		円)	)
	<u>'</u>	ζ	損 金	名	L 領	O.	)	内	訳	1					
事	業 年 度	未	済 欠 損 金	額当	ļ	期	控	除	額	Ӯ	期	繰 (29) — (	越 (30)	7	額
			29			定の経値む買	No.83】 Maga Ma	関係会員 に会員 にまる はままま はままま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま	<ul><li>社又の</li><li>こおます</li><li>こおまず</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li><li>これます</li></ul>	は日る計の目がの電が日	象翌信自にい	外国関 日から 売買相 社の同 おける	係2月のを信電信	社を仲含売	
	計			<b>J</b> *		事	No.4】 業年度 か。			-			•		
当	期 分					*************									
合	計														

外国 法ノ	国関 人税	係会社の 額の計算	り課税 章に関	対象  する	金額	等に 書	係	る控	空除対象外国	事年	業度			法人名					別 表 十
外	玉	関 係	会	社	の	名	称	1		特控定除	시크				· 金 額	ĺ (8	)		1+:
	たの る所	国 名	又	は	地	域	名	2		外対象関外	子 会 (別表	会社から受 を十七(三の二)	き け ) 「1	る 配 当3」のうち	等のが				三の五
	事在	所		在			地	3		係会社人	工(別表	除対象	西己	当 等	, るも の ) の 額 6) の外国注	į			令
事	歼	業		- 年	=		度	$\overline{}$		又は対名人税額の	人税調	の課税標	準 に 月	含まれ 対 象		)			— 六 ·
Ľ	<b>ነ</b>	T						$\overline{}$		7.象外国		(8) +	/	牛 (10) 象	金 額				四
	E	税		種			目 —	5		関			三 <i>0</i> (12	) 二) 「2		12	)		
	去 人	外国			人 # 1	税	額	$\smile$		会社			(12			13			
ŧ	兑		又は			前の 金	事額	7		*	4	(6)	) × (	(13)		14			了事
外国金融子会社等以外の外国法人税額の計算	お定外国関係会社	は対象外国関係とした場合 整とした場合	適 用 子会((46)の標準 ((47)の標準 ((47)の標 用 (5) + (	( 受(e) からち(e) からち(e) からち(e) からちに (x) からに (x)	55) けのま 配のま 部のま 外 条 のま 条	国法人和 はる 等法人和 国る 金	脱の の の 額 脱の	16	【No.84】6 <sup>5</sup> の事業年度 額及び課税 また、そ ていますか	の 対象 の タ	行得! そ金額	こ係る外国	国法	:人税額 います	頁、適月 か。	対	象金		#業年度分 
部分対	部	分	1 用	対	象	金	額	19		ぶる控	金融	東子会社等 (別表十七				į 28			
象 外	部	分 誤	<b>R</b> 税	対	象	金	額	20		除対			`	,	- /	S- 1	- 7	<del>/</del>	
国関係会社		(別表 - (2	0) \( \left( \)			9])		21	%	象外国法	5	【No.3】当 引表を使り		ていま		21	15		%
に係る控		(2		18) Ø 20) 19)	場合			22	%	人税額の		(29) >	(27 (29 (28			31			%
除対象		(6)	×((21	)又に	t (22)	)		23		計算		$(6) \times ((3)$	30) [	又は(31)	)	32			
(12	) ک (	(14) のう	 ち少;	ない	金額、	(20)	) と	(23	· )のうち少ない	金額	I又は	(29) と (32)	) の	うち少フ	ない金額	33			
外星		額	又	は	減	額	前	ij	の事業	年	度	E 0 (	33)	0	金 額	34			
法し人た	١.								(33) ≥ (34) の場 (33) − (34)	合						35			
税場額合									(33) < (34) の場 (34) - (33)	合						36	(	P	円)
		課税	対 纟	象	2 額	i 等	に	-		対	象	外 国 法	人	税額	į	37	(	- 1	1)
		特定外	国関係	系会	社又	は対象	象夕		関係会社に該	当す	るも	のとした	場台	か適用	対象	額(	の計算	į	
所	得	計算	上。	の 道	鱼用	法	令	38	本邦法令・外国法令	ŧ	空队	分 対 象	配	当 等	智	47			
当期	明の利	益若しく	、は欠打	員の割	頁又は	所得金	含額	39		減						48		_	
加	損金	の額に算	算入し ———	た法	人所名	得税の		の電当	No.85】36欄及 事業年度終了 信売買相場の 事業年度終了 いる場合、総	で     仲値   の	日の 直をi 日に	翌日から 適用してい おける電	2月 ハま 信見	月を経 すか( た買相	過する 自社の	日に同日	こおけ 日を含	るむむ	
算								43		繰り	妪 久	て損金の	) ≟	当期 哲	と 除 額	52			
		/]·	`		計			44		当 な		これがた		ト る こ 得 税	ことと	53			
減	益金	の額に算	 入した	法人员	听得税	の還付	十額	45		当月な	男中 る	に還付る	主受		ことと	.154			
算	子会	会社から	 う 受 じ	ナる	配当	等の	額	16		適	月		\$	東 슄	· 初				

			対象3 金不算									人から 田書	受け	る配	3	事 業 年 度			•	•		法	人名						別 表 十
外		[13]	法	人		Ø)	:	名	ŧ	练 ]	1					本主務在 店た所	E	名	)	X	は	地	域	名	3				一七
外	:	E ;	法 人	. O	)	事	業	午	. )	夏 2	2	•		:		石たの 又るの は事所	所				<u>Æ</u>			地	4				三回
支		<u></u>	義	务 石	准	定	П	5		٠,		•		•		•		•		•			•	•				計	一七
			在定口	まで	の			6																					
			k 式 🤄							_																	·		— 令 六
			式等の					8	Н	[	No.8	86】 5	欄	は、	当	事業年	度	中の	日1	付と	な・	って	いま	ナカ	3×°				
			の <u>間</u>					9	$\vdash$																				四
			-																										— <u> </u>
	、 記る	(9)	のうち外	·国子:	₹社.	配当益	金不																						—以
が	当場に合	月 早 八	の対象の額				人配	11																					後 終
金算	姟	外国	子会社園		余不	算人⊄	)対象																						一了
入.		とな	る剰余会	企の配: (9) − (				12										_											事   業
特	泊	≟ 課	! 税	対	象	金	額	13	(31)	の合	`} ·		(17	7) の①			(17	ľ	[ No	. 3	当	事業	年度	ici)	窗用	さね	れる		年
((9	)又	は(12	))と(13	3) のう	ち!	少ない	金額	14										5	別表	を	吏用	して	ている	ます	か。			<b> </b>	▶度
		ž	<b></b>		뢰			15																					分
(11	ا (	(15)	(13) - ) のう		· t	2 V) 3	介 額	16																					
(11			差		ᆌ		a. Hov	17	①				(2)				3												
BB	-tota	nt.	(15) -		ь. ь.	# 1	dati		_	ŧ I Ł	三(三	か八)「23」	-	2) の①			_	) め②	+			(22) Ø	03						
[Ĥ]	按	符	定課	校 >	(d)	家 纽	2 独	18																					
((9	) 又		))と(18 <sub>集</sub>		ち! 引	少ない	企額	19																					
		7	空 (18) -		51			20																					
(11	) と		のう			2 V) 4	金 額	21																					
		ĺ		- (21)	링			22	1				2				3												
益	1000	る益金	配当以外 不算入物	Ŋ.			「当に	23	(			円	) (			円)	(				円)	(			円)				
金不	損		$(14) \times 5\%$ $(14) \times$					24	(			Н	) (			円)	(				円)	(			円)				
第入	金算	:							(			Ш	) (			円)	(				円)	(			円)				
へ額の		: 📖		16) + · 不	(21) 算	入	dati	25					) (			円)					円)	· · ·			円)	_			
71	当		(	$24) + \cdot$	(25)	)	額	26	\													,							
算	上	記以外	-の配当 (14	に係る ) + (19		金小算	.人額	27	(			ניו	) (			円)	(				円)	(			円)				m
(23	) 及	び (24	)に係る	外国	源5	泉税等	の額	28	(			円	) (			円)	(				円)	(			円)				
			(10) ×	(14) <del>+</del> (9)	(19	7										- / 1													
			等脚案	直接	保	有株:	<b>大等</b> 6	D 2	29							% 当 (別表十	期 七(三	iの :	発 )「26」	、別才	生 長十七	額 (三の	30						
特	1/4:	有割	î.i.		_											三)「7」3	スは別	表十	七(二	の四)	[9])	× (29)		期		繰		越	額
定	邛	#	年 年	. B	ŧ	前 期	繰越	並物			当	期発	生 着	当		期	控		K	ĵ.	省	頂型		<del>29</del> 1	(31)	<b>-</b> (3		APA.	1000
			•		+					31							32	-								33			
課		•	•																										
税			•																										
対		•	•																										
		•	•		$^{+}$																								$\dashv$
象			•																										
金			•		+																								$\dashv$
額		•	•		+																								$\dashv$
		•	•		+																	+							-
0		•	•		+																								-
财					+																								
細	11/		計			30)																							-
州田	当		期	5	<del>}</del>  `	/																							_
ĺ		合	1																										

国外	関連者に関する明細書	事業	業 · · 法人名	
		年月		
围	名 称			
国	本たの 居る所 国名又は地域名			会 取引がある
	は務 市 在 地		直者との取引がある場 なたでいる。「同な問	T 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
外	主たる事業		者について、「国外関 基者との取引状況等」	· · · · · · · · · · · · · · · ·
	· .		は対価の授受がなV	
	従業員の数	す。)。	は川川の大人がない	
関	資本金の額又は出資金の額			
	特殊の関係の区分第	該当第	該当	第    該当
連	保有	0/		
	株式等の保有割合 被 保 有			た海田される
	同一の者による	%	別表を使用していま	
者	国外関連者の株式 等 の 保 有	0/		
D	事業年度 直	•		
V	近   営業収益又は売上高	百万円)(	百 万 円 )	(百万円)
	業原価	百 ガ 円 )(	百ガ門)	(百万円)
名	年 営業費用			
	度	页页円)(	T 万円)	( 百万円)
TL.	党 (	百万円)(	百万円)	(百万円)
称	常業			
	収   ( )	百 万 円 )(	百 ガ 円 )	( 百 ガ 円 )
等	等 (	百万円)(	百 万 円 )	( 百万円)
	利 益 剰 余 金			
	棚 卸 資 産 の ま +/	百万円	百万円	百万円
玉	売買の対価区が			
外	算定方法	百万円	百万円	百万円
	役 務 提 供  <del>   </del>			
関	対価算定方法			
連	大 W 日 点 次 文 受 取	百万円	<b></b>	百万円
- <del>1</del> v'.	有形固定資産支払の使用料支払			
者	算 定 方 法			
と	無形資産の去せ	百万円	百万円	百万円
Ø	譲渡の対価区が			
U)	算 定 方 法	7° 7° 111		
取	受取 受取		百万円	百万円 
引	無形資産の使用料 支 払 算 定 方 法			
:J1	算化力伝     受取	百万円	百万円	百万円
状	貸付金の利息又は  去			
況	借入金の利息を方法			
	受 取	百万円	百万円	百万円
等	支払			
	算 定 方 法			
事	前 確 認 の 有 無	有・無	有 · 無	有 · 無

且織再編成に係る	主要	<b>長な事項の明細書</b>	事 業年 度		•	法人名			
		区分			態	 様		組織再編	成の日
提出対象法人の区分、 組織 再編成 の態 様 及び組織再編成の日	1	被合併法人・合併法人・分割法。 割承継法人・現物出資法人(株式 以外)・被現物出資法人(株式 外)・株式交付親会社・現物分配 被現物分配法人(適格現物分配) 式交换完全親法人・株式交换完全 人・株式移転完全親法人・株式和 全子法人	式交付 交付以 法人・ ・株 全了法	割以外) 型分割・ 交付以外	か割型分割( ・単独新設 中間型分割 ト)・株式交 以外)・株式	単独新設 分割型分 ・現物出 付・現物	割・分社 資(株式 分配(株		
		区分		名	称		所	在 地	
目手方の区分、 名称及び所在地	2	合併法人·被合併法人·分割承継 分割法人·被現物出資法人·現集 法人(株式交付以外)·株式交付 社·被現物分配法人·現物分配法 株式交換完全子法人·株式交換完 法人·株式移転完全子法人·株式 完全親法人	<ul><li>物出資</li><li>寸子会</li><li>去人・</li><li>完全親</li></ul>						
		資産・負債の種類	価	額等	株式	L 式交付にあ	っては左	の算定根拠	
を付した) 資産 又は負債の明細	3								
多転を受けた資産 スは負債の明細	4	資産・負債の種類	価	額等					
		   適 格 判 定 に 仮	系 る	主	要 な	事 項			
鱼 格 区 分	5	適格 (法第2条第	号	該当)					
111   12 / /		その他		<u> </u>	tatal A V	P 440 = 743 -		선명 설탕 그는 성급 -	-15.70
				株式の保		且織再編瓦	<b>火削</b> %	組織再編	以1安 %
【No.5】組織再編	記成:	が行われた場合、適格判定を	行って	います	か。		%		%
		組織再編成前				組	 織再編成後		
羊業者の数	7			人					人
一番の名は黄の									
<ul><li>1 織 再 編 成 前 の</li><li>三 要 事 業 等</li></ul>	8					(	継続	• 関連	E )
国 連 事 業	9								
		指標			左の打	旨標に	よるま	見模のよ	上 較
革 業 規 模	10	売上金額・資本金の額又ト ・従業者の数・その他(	は出資	金の額)					
		組織再編成前の役職名	組		∟ ば後の役職名		氏	名	
序定役員等の お職名及び氏名	11								
		氏名又は名ま	<b></b>		旧	株数		新株継見 込 0	有無
								株有	無
を配 株 主 の 株式の保有状況	12							有	無
N - V - N H W M			(合	計)				有	無
		被合併法人等の発行済株						株	

# 貸借対照表 (令和7年3月31日現在)

(資産の部) ((負債の部) (() (() () () () () () () () () () () ()	科目	金額	科目	金額
Na.23   別表在(二)の 4   欄の記載額   と一致していますか。   文 取 事 形	(資産の部)		(負債の部)	
【Na17】任意引当金、繰延税金資産 (負債)等の金額は、別表五(一)の ①欄の金額と一致していますか。 住 掛 品 財 貸 付 金 前 払 費 用	【No.23】別表五(二 と一致しています;		支 払 手 形	
村 料	(負債) 等の金額	頁は、別表五(一)の	短期借入金	
題期貸付金前払費用  (表期借入金社 債長期借入金社 債 退職給付引当金 役員退職引当金 投資 国 引 当 金 役員退職引当金 操延税金負債 負 債 合 計 (純資産の部)株主資本 物 建物付属設備機械及び装置 車輌及び運搬具土 地 建 物 仮 勘 定 無 形 固 定 資 産 借 地 権 施 設 利 用 権 営 業 権 投資その他の資産 投資 有 価 証 券 長 期 貸 付 会 前 払 年 金 費 用 貸 倒 引 当 金	材料		製品保証引当金	
様 延税金資産 その他貸倒引当金機延税金負債	短期貸付金		固定負債	
貸倒引当金  (登員退職引当金	繰延税金資産		社 債	と法人税申告書別表
有形固定資産 建 物 建物付属設備 機械及び装置 車輛及び運搬具 上 地 建 物 仮 勘 定 無形固定資産 借 地 権 営 業 権 投資その他の資産 投資有価証券 長 期 貸 付 会 前払年金費用 貸 倒 引 当 金 (純資産の部) 株主資本	貸倒引当金			は、消費税及び地方消
# と	, , , , , ,			
選物付属設備機械及び装置車輌及び運搬具土 地建物 仮勘 定				
機械及び装置 車輌及び運搬具 土 地 建 物 仮 勘 定 無形固定資産 借 地 権 施 設 利 用 権 営 業 権 投資その他の資産 投資有価証券 長 期 貸 付 全  前 払 年金費用 貸 倒 引 当 金				
車輌及び運搬具 土 地 建 物 仮 勘 定 無形固定資産 借 地 権 施 設 利 用 権 営 業 権 投資その他の資産 投資有価証券 長 期 貸 付 会 前払年金費用 貸 倒 引 当 金				
<ul> <li>土 地</li> <li>建 物 仮 勘 定</li> <li>無 形固定資産</li> <li>借 地 権</li> <li>施 設 利 用 権</li> <li>営 業 権</li> <li>投資その他の資産</li> <li>投資有価証券</li> <li>長 期 貸 付 金</li> <li>前 払 年 金 費 用</li> <li>貸 倒 引 当 金</li> </ul> その他資本剰余金 利 益 準 備 金 その他利益剰余金 ※ ※ ※ 準備金 ○○積立金 別 途 積 立 金 繰越利益剰余金 別表二の1欄の内書に記載していますか。 ぞの他有価証券評価差額金 純 資 産 合 計				
建物仮勘定 無形固定資産 借地権 施設利用権 営業権 投資その他の資産 投資有価証券 長期貸付金 前払年金費用 貸倒引当金  利益剰余金  利益準備金  その他利益剰余金  ×××準備金  ○○積立金  別途積立金  繰越利益剰余金  「No.11】自己株式を計上している場合、その自己株式数を別表二の1欄の内書に記載していますか。  その他有証料所産額金  純資産合計				一致していますが。)。
無形固定資産 借 地 権 施設利用権 営業権 投資その他の資産 投資有価証券 長期貸付金 前払年金費用 貸倒引当金  利益準備金 その他利益剰余金 ×××準備金 ○○積立金 別途積立金 繰越利益剰余金 「No.11】自己株式を計上している場合、その自己株式数を別表二の1欄の内書に記載していますか。				
借 地 権				
施 設 利 用 権				
営業権 投資その他の資産 投資有価証券 長期貸付金 前払年金費用 貸倒引当金  (No.11) 自己株式を計上している場合、その自己株式数を別表二の1欄の内書に記載していますか。 その他有価証券評価差額金  純資産合計				
投資その他の資産 投資有価証券 長期貸付金 <b>前払年金費用</b> <b>貸倒引当金</b> 別途積立金 繰越利益剰余金 <b>自己株式</b> 数を 別表二の1欄の内書に記載していますか。 その他有価証券評価差額金 純資産合計			, ,	
投資有価証券 長期貸付金 <b>前払年金費用</b> <b>貸倒引当金</b> (No.11】自己株式を計上している場合、その自己株式数を 別表二の1欄の内書に記載していますか。 その他有価証券評価差額金 純資産合計	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
長期貸付金 前払年金費用 貸倒引当金 (1) (2) (3) (3) (4) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4				
前払牛並賃用 貸 倒 引 当 金 経 資 産 合 計	長期貸付金		自己株式	
純 資 産 合 計	前払年金費用		評価・換算差額等	ていますか。
	貸倒引当金		その他有価証券評価差額金	
資 産 合 計 負債及び純資産合計			純 資 産 合 計	
	資 産 合 計		負債及び純資産合計	

## 損益計算書 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)

科目	金額
営業収益 売 上 高 営業費用 売 上 原 価 販売費及び一般管理費 営業利益	
営業外収益	
営業外費用 支 払 利 息	
経常利益	
特別利益 固定資産売却益	【No.94】損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を別表四で加算していますか。
特別損失 有価証券評価損減損損失 減損損失 づルフ会員権評価損 貸倒損失 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	【No.88】有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。

# 株主資本等変動計算書

						株主資本					評価	評価・換算差額等	(等		
			資本剰余金				利益剰余金				γ ≥			茶	经 经
	資本金	資本	か 8 *	資本		その他利	その他利益剰余金	出 村 夕	自己株式	株資へ主本計	有価証券評価	禁 ( が ジャポ	評価・換 算差額等 ヘキ	予約権	上 十 十 十
		準備金	無余	<b>光</b> 五 二	準備金	×× 積立金	繰越利益 剰余金			<u>п</u>	差額金	Ĭ			
当期首残高															
当期変動額															
新株の発行											\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	444	i		
剰余金の配当										【No.14】 の配当 <i>0</i>	【No.14】剰余金の配当等の額は、別表四の1③禰の配当の額と一致していますか。	ご当等の怱ています	jは、別表 か。	M 0 1 (3	(a) (d)
当期純利益									_ر   	[	1				$\int$
自己株式の処分															
× × ×					_										
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)															
当期変動額合計															
当期末残高															

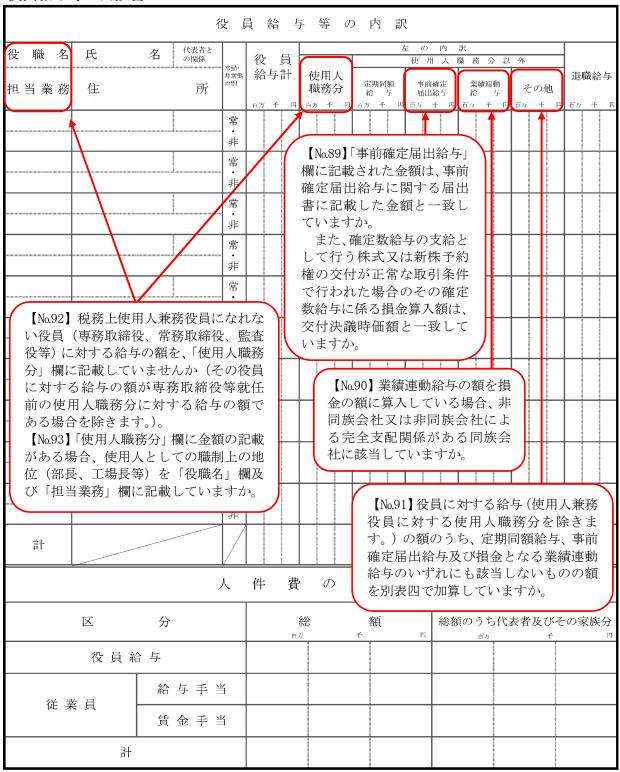
(株主資本等変動計算書に関する注記)

- 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
- 2 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

3 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

効力発生日	
日東晋	
1株当たりの金額 (円)	
受 記 登道	
配当金の総額 (円)	
株式の種類	
決議	

## 役員給与等の内訳書



- (注) 1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください(他の役員についての記入順は任意)
  - 2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を 記入してください。
    - 3.「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
    - 4.「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度 の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。
    - 5.「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
    - 6.「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に 掲げる給与の金額を記入してください。
    - 7.「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4.5.6以外の給与の金額を記入してください。
    - 8.「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、 工員等の賃金等製造原価(又は売上原価)に算入されるものを記入してください。

G K O 3 O 6

第3-(1)号様式 令和 【No.105】法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについ 用 納税 て、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。 lв 【No.107】課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税 (フリガナ) 額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。 法 人 また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計 算をしていますか(資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れ 法人番 に係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理をしたも 第 (フリガナ のを除きます。)。 代表者氏名 表 中間申告 自 令和 令 自 令和 課税期間分の消費税及び地方 和 の場合の 消費税の( )申告書 五 対象期間 至 令和 至 令和 + 月 この申告書による消費税の税額の計算 |付|割||賦||基||準||の||適| 用 有 課税標準額  $\Box$ 【No.96】①欄の金額は、付表2-1①のD欄、E欄(X欄に金額があ 以 消 税 額 書 2 る場合、付表2-2の各欄)又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれ 後 控除過大調整税額 (3) ぞれ 1,000 円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか(⑤欄 終 T 又は付表2-1若しくは2-3⑬の各欄に記載がある場合、返還等対 控除对象仕入税額 (4) 控 課 価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加 除 税 算されていますか。)。 期 税 貸倒れに係る税額 (6)間 額 控除税額小計 の法上 全額控除 12 IJ 外 分 控除不足還付税額 基準期間の 課税売上高 項 (8) 千四 9 0 0 15 般 【No.95】電子申告義務がある法人の場 用 中間納付税額 (10) 0 0 合、消費税及び地方消費税の申告書並び 1 0 0 にこれらの申告書に添付すべきものと 中間納付還寸税額 されている書類の全てを電子申告によ (12)0 0 り提出しようとしていますか。 この申告書 既確 定税額 (13) 19 である場合 差引納付税額 (14) 0 0 20 金庫·組合 出張所 課税資産の譲渡 等の対価の額 (15) 課税売上 農協·漁協 本所·支所 資産の譲渡 割 (16) 預金 口座番号 この申告書による地方消費税の税額の計算 L機 ゆうちょ銀行の 地方消費税 の課税標準 控除不足還付税額 (17) 【No.104】⑩欄及び⑪欄の金額について、消費税及び地方消費税のそれ となる消費 差弓 税額 (18) ぞれの金額の集計・配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはあり 譲渡 還 (19) 付 額 ませんか。 割額 20 納 税 額 中間納付譲渡割額 0 0 55 (21) 納付譲渡割額 (22) 0 0 税理士 中間納付還付譲渡割額 (23) 既 確 定譲 渡割額 この申告書 既 【No.106】33欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払 (24) が修正申告 (未収) 消費税額等の合計額と一致していますか(各月ごとに申告及 である場合譲渡割 (25) び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還 付)税額を調整した金額と一致していますか。)。 消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額

(26)

**	G K U 6 U 2
第3-(2)号様式 == 光	整理番号
課税標準額等の内訳書	
納 税 地	改正法附則による税額の特例計算
(電話番号	軽減売上割合(10営業日)
(フリガナ) 法 人 名	小売等軽減仕入割合
(フリガナ)	
代表者氏名	
自令和 神田 月 課税期間分の消費税及び	
	の場合の B <b>告書</b> ( の場合の
至令和 月 月 日	対象期間 至 令和 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
課 税 標 準 額   ※申告書(第一表)の①欄へ	+ * + 5 + @ + 5 + 5 + 5 + - B
, 22 36 25 1 3 10	
3 % 適 用 分	2 02
課税資産の 4 %適用分	3 03
譲 渡 等 の 6.3 % 適用分	(4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1
対 価 の 額 6.24%適用分	(5) O5
の合計額 7.8%適用分	6 06
(②~⑥の合計)	① 【No.103】課税売上割合が 95%未満 07
特定課税仕入れ 6.3 % 適用分	(3)     であり、かつ、特定課税仕入れ(例 11 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
に係る支払対価 7.8 % 適 用 分 の 額 の 合 計 額	② ★ えば、国外事業者が行うネット広 12 告の配信等) がある場合、⑧~⑩欄 12
(注1) (⑧・⑨の合計)	に特定課税仕入れに係る支払対価 13
	の(合計)額を記載していますか。
消	21
3 % 適用分	12 22
4 % 適 用 分	[3]
① の 内 訳 6.3 % 適用分	14 24
6.24% 適用分	(5) 25
7.8 % 適用分	16 26
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ※申告書(第一表)の⑤欄へ	10 31
② 売上げの返還等対価に係る税額	18 32
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	19 33

地方消費税の	(②~③の合計)	20	41
課税標準となる	4 % 適用分	2)	42
消費税額	6.3 % 適用分	22	43
(注2)	6.24%及び7.8% 適 用 分	23)	44

第4-(1)号様式

付表1-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

								I				
		課	税	期	間	~		氏 名	又は名称			
	i			Л	旧税率	分 小 計	税率 6.24 % i	適用分	税率 7.8 % i	適用分	合 書	† F
分		X		D	D			(X+D+E)				
	-N.F. 11	- »"			(付表1-2の①X欄の	の金額) 円		H		円	※第二表の①欄へ	. Н
課	税 村	票 準	額	1		000		000		000		000
	税資盈対	色の譲る	渡等額	1	(付表1-2の①		令和 5 年 10 <i>〕</i> こ対する消費					
内保	定課利る支払	总仕入 公対価:	れにの額	1 2	// Til 200	(積上げ記	各請求書に記 計算)により	計算して	ている場合、	司日以後	後に行った	課税仕入
消	費	税	額	2		の金額を道	肖費税額(仕 適用税率ごと	の取引網	総額を割り戻		_	
控除	₹過 大	調整和	兇 額	3			より計算して		-			
控	控除対	象仕入	税額	<b>(4</b> )	(付表1-2の①X欄の	の金額)	(付表2-1の@D欄の金	<b>(11)</b>	(付表2-1の@E欄の金	<b>知</b> )	※第一表の①欄へ	
	返還に係	等 対る 税	十 価! 額	6	(付表1-2の⑤X欄の	の金額)					※第二表の⑰欄へ	
		げの返 に係る		1	(付表1-2の⑤		⑥のD欄、E 、7.8/110 相					
	一の返	課税仕 : 還等 : 系る 秒	対価	⑤ - 2	(村森1-2009	C欄の貸	到れに係る売 合計額を記載	掛金等	の額 (税込額			
	貸倒れ	に係る	税額	<u>⑥</u>	(付妻1-2の億		不課税又は非 の対象として			付け等)	)に係る貨	資色れにつ
額		税 額 /		7	(付表1-2の⑦)							
控除	○ 不足 (⑦ー②	還 付 f ②-③)	兇 額	8	(付表1-2の®X欄の	の金額)	※⑪E欄へ		※①E欄へ			
差	引 (②+3	税 ③-⑦)	額	9	(付表1-2の⑨X欄の	の金額)	※①E欄へ		※②E欄へ			
合:		引 税	額	10							※マイナスの場合! ※プラスの場合は	
地準 方音なる	控除不	足還付	税額	11)	(付表1−2の①X欄の	の金額)			(⑧D欄と⑧E欄の合計	金額)		
税の無税標額	差。	一税	額	12	(付表1-2の®X欄の	の金額)			(⑤ロ欄と⑨E欄の合計:	金額)		
		方消費 よる消費 - ⑪)		13	(付表1-2の①X欄の	の金額)			※第二表のô爛へ		※マイナスの場合は第 ※ブラスの場合は第 ※第二表の⑩欄へ	一表の⑪欄へ 表の⑫欄へ
譲渡	還	付	額	(4)	(付表1-2の⑪X欄の	か金額)			(①E欄×22/78)			
割額	納	税	額	(15)	(付表1-2の係X欄の	の金額)			(②E欄×22/78)			
승 퀽	上差 引 (16-	譲渡	割 額	<b>(6)</b>							※マイナスの場合! ※プラスの場合は算	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

第4-(5)号様式

### 付表1-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

一般

		課	税	期	間	~		氏名又	ては名称		
X			分		税 率 3	3 % 適 用 分	税 率 4 % 適 B	用分	税 率 6.3 % C	適用分	旧税率分小計 X (A+B+C)
				$\dashv$		P		円	-	円	※付表1-1の①X欄へ 円
課	税材	票準	額 (	D							
の内特	対定課程	産の譲渡 価の 説仕入れ が対価の	等額に類	1	※第二表の ※①─2欄は、	· 税標準額 C欄の金	に対する消費 額を適格請求	脱額(売 書に記載	上税額)は	こついて、	医の譲渡等に係る課 、②のA欄、B欄、 ・積み上げて計算す
消	費	税		2	(付表2-2の	税仕入れる B欄、C欄	こ係る消費税額	額(仕入 月税率ご	税額) についとの取引総	ハて、付 額を割り	間日以後に行った課表2-2⑩のA欄、 戻して計算する方
控隊	: 過 大	調整税	額 (	3)	\						
控	控除対	象仕入税	2額(	- 1	(付表2-2の圏)	A欄の金額)	(付表2-2の愛B欄の金額	1) (	付表2-2の@C欄の金	<b>全</b> 額)	※付表I-Iの①X欄へ
		等 対 る 税		5)							※付表1-1の⑤X欄へ
	の対価	げの返還 に係る税	語類	5 1							※付表1-1の⑤-1X欄へ ※付表1-1の⑤-2X欄へ
	一の边	課税仕入 支 還 等 対 系 る 税	価	5) 2	※⑤-2欄/は、課刊		、特定課税(I)入れがある # 業 者の (		B欄、C欄	の貸倒れ	に係る売掛金等の
	貸倒れ	に係る税	額(	6			<ul><li>(1) の 3/103、</li></ul>	4/105、	6.3/108相	当額の合	計額を記載してい
額		税 額 小+⑤+⑥)		7			課税又は非課 対象としてV			付け等)	に係る貸倒れにつ
控防		還 付 税 ②-③)	額 (	8)		4 422/14	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	3, 2, , ,	- 0		
差	引	税 3-⑦)	額(	9			※@B欄へ	*	<(②C欄へ		※付表1-1の⑨X欄へ
		引 税		10							
地方消費視の準となる消	控除不	足還付稅	<b>額</b> (	(I)			(⑧B欄の金額)		<ul><li>⑧C欄の金額)</li></ul>		※付表1-1の⑪X欄へ
の 黄 税税 標額	差	税	額(	12			(③B欄の金額)		<ul><li>③C欄の金額)</li></ul>		※付表1-1の⑫X欄へ
	標準とた	方消費税 はる消費税  - ⑪)	1 400	13)			※第二表の劉欄へ		《第二表の❷欄へ		※付表1-1の⑫X欄へ
譲渡	還	付	額(	<b>A</b>			(⑪B欄×25/100)		①C欄×17/63)		※付表1-1の@X欄へ
割額	納	税	額(	15)			(@B欄×25/100)		⑫C欄×17/63)		※付表1-1の®X欄へ
合 割		譲渡割 -④)	額(	<u>16</u>							

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。 2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

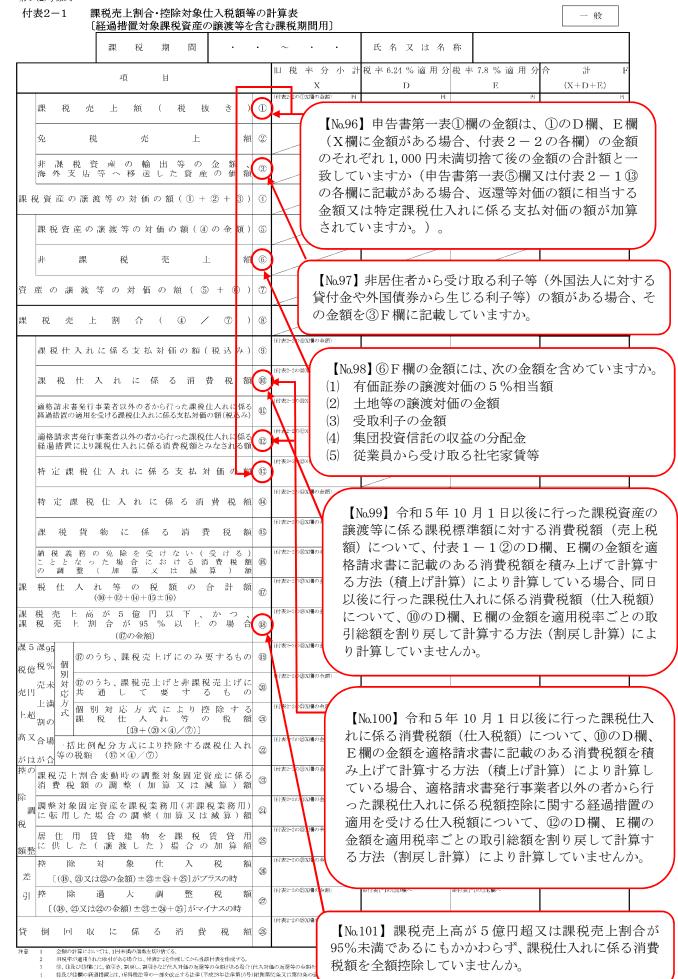
付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 一 般 課 税 期 間 氏名又は名称 税 率 7.8 % 適 用 分 税 率 6.24 % 適 用 分 C 合 計 区 分 Λ (V+B)※第二表の①欄へ 課 税 標 進 額 ① 000 000 000 ※第二表の⑤欄へ ※第二表の⑥欄へ ※第二表の⑦欄へ 課税資産の譲渡等① 0 対 価 の 【No.99】令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課 ※①-2欄は、 税標準額に対する消費税額(売上税額)について、②のA欄、B欄の 内特定課税仕入れに 金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法 係る支払対価の額 (積上げ計算)により計算している場合、同日以後に行った課税仕入 れに係る消費税額(仕入税額)について、付表2-3⑩のA欄、B欄 消 税 額(2) の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割戻し (付表2-3の 計算)により計算していませんか。 控 除 過 大 調 整 税 額 ③ (付表2-3の@A欄の金額) (付表2-3の窓B欄の金額) ※第一表の④欄へ 控 控除対象仕入税額 ④ ※第二表の⑰欄へ **価** ⑤ 12 係 税 額 【No.102】⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額(税込額) 除 ⑤ の 6.24/108、7.8/110 相当額を記載していますか。 売上げの返還等⑤ 対価に係る税額 1 また、不課税又は非課税取引(金銭の貸付け等)に係る貸倒れに ついて控除の対象としていませんか。 内特定課税仕入れ⑤ ※第一表の⑥欄へ 貸倒れに係る税額(⑥ ※第一表の⑦欄へ 控除税額小計 額 (4)+(5)+(6)※第一表の⑧欄へ 控除不足還付税額 (7)-(2)-(3)※第一表の⑨欄へ 差 引 税 00 (2+3-7)地準 ※第 表のの欄へ ※マイナス「一」を付して第二表の⑩及び⑳欄へ (10) 消な 費る (8) 税消の ※第一表の⑱欄へ 差 引 税 額 ※第二表の⑩及び⑫欄へ 課費 (11) 税税 ((9))00 標額 譲 (⑩C欄×22/78) ※第一表の⑪欄へ 還 付 額 12 渡 (⑪C欄×22/78) 割 ※第一表の⑩欄へ

額 (13)

納

00

第4-(2)号様式



第4-(6) 分様式

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 付表2-2 船 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用] 氏名又は名称 税率3%適用分税率4%適用分税率6.3%適用分旧税率分小計> 項 П В (A+B+C)) ① 穏 売 上 額 ( 税 抜 額 ② 非 課 税 資 産 の 輸 出 等 の 金 額 、 海 外 支 店 等 へ 移 送 し た 資 産 の 価 額 |課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)|④ (5) |課税資産の譲渡等の対価の額(①の金額) 【No.99】令和5年 10 月1日以後に行った課税資産の 譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額(売上税 非 課 税 売 H. 貊 (6) 額) について、付表 1-2②のA欄、B欄、C欄の金 額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて 7 資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) 計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、 課 税 売 上 割 介 ( ④ / ⑦ (8) 同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税 額)について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適用税 課税仕入れに係る支払対価の額(税込み) 率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割戻し 計算)により計算していませんか。 課税仕人れに係る消費税額⑩ 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕人れに係る 経過措置の適用を受ける課税仕人れに係る支払対価の額(税込み) (II) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る (12) 経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額 【No.100】令和5年10月1日以後に行った課税仕入 ※印及( 特定課税仕入れに係る支払対価の額 33 れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のA欄、 B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税 特定課税仕人れに係る消費税額印 額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により 計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者 課税貨物に係る消費税額⑮ から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経 納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額の調整 (加算又は減算)額 過措置の適用を受ける仕入税額について、22のA 欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を 课 税 仕 D 税 額の 計 (00+02+00+05+05)割り戻して計算する方法(割戻し計算)により計算 課 税 売 上 高 が 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 していませんか。 (18) (①の金額) 課 5 課95 ①のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑩ 税億税% 個 ※付せ2=1の第**2 期**る 売料 売円 ⑰のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要する 上満 方式 個別対応方式により控除す 課 税 仕 入 れ 等 の 税 上超割の [(19+(20×(1/7))] 高又合場 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ がはが合 等の税額 (⑪×④/⑦) ※付表2-1の②X欄/ 課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消 費 税 額 の 調 整 ( 加 算 又 は 減 算 ) 額 【No.101】課税売上高が5億円超又は課税売上割 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) 合が 95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れ (24) に 転 用 した 場 合 の 調 整 ( 加 算 又 は 減 算 ) 額 に係る消費税額を全額控除していませんか。 税 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 25) ※付表1-2の①A欄へ ※付表1-2の①B欄と ※付表1-2のAC欄・ ※付表2-1の鑑X機 象 対 **/**1: [(®、②又は②の金額)±③±②+③]がプラスの時 (付表1−2の⑥Λ欄へ ※付表1-2の③B欄へ ※付表1-2の③C欄へ 淵 整 過 大 [(®、②又は②の金額)±③±②+⑤]がマイナスの時 貸 倒回収に係る消費税額

旧模率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表と1を作成する

①、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載する。

なたの次のの水油は、1次は、127番でのサインでは、128では、12

第4-(10)号様式

金額の計算においては、1円未載の端載を切り替てる。 ⑤、①及び印欄には、前門と、前門に、前別となど化入対価の辺辺等の金額がある場合(化入対価の辺辺等の金額 の及び下側の延過機器とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)財助第2条又は第33条の

課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 付表2-3 間 氏名又は名称 課 税 期 税 率 6.24 % 適 用 分 税 率 7.8 % 適 用 分 合 項 Ħ (A+B)쾙 穏 売 上 額 (税 抜 ( (1) 【No.96】申告書第一表①欄の金額は、①のA欄、B欄 の金額のそれぞれ 1,000 円未満切捨て後の金額の合計 税 上 類 ② 売 額と一致していますか(申告書第一表⑤欄又は付表2 非課税資産の輸出等の金海外支店等へ移送した資産の **循額**(③ - 3 3の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相 当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が 課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+ 加算されていますか。)。 課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) 【No.97】 非居住者から受け取る利子等 (外国法人に対す 6 非 課 税 売 上 貊 る貸付金や外国債券から生じる利子等)の額がある場 6) 7 合、その金額を③C欄に記載していますか。 資産の譲渡等の対価の額(⑤+ 課税売上割 8 合 ( 4) 4) (9) 課税仕入れに係る支払対価の額(税込 【No.98】⑥C欄の金額には、次の金額を含めていますか。 (1) 有価証券の譲渡対価の5%相当額 (10) 課税仕入れに係る消費税 貊 (2) 土地等の譲渡対価の金額 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れて係る (3) 受取利子の金額 11) 経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(利 (4) 集団投資信託の収益の分配金 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れて係る (12) (5) 従業員から受け取る社宅家賃等 経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされ 特定課税仕入れに係る支払対価の額(3) 特定課税仕入れに係る消費税額 【No.99】令和5年10月1日以後に行った課税資産の 税貨物に係る消費税額の 譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額(売上税 額) について、付表1-3②のA欄、B欄の金額を適 納税 義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額 格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算す る方法(積上げ計算)により計算している場合、同日 Ø) 税額の合計  $(10+12+14+15\pm16)$ 以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額) 売 上 高 が 5 億 円 以 下 m ル ル ェ 向 か 5 億 円 以 下 、 か つ 、 課 税 売 上 割 合 が 95 % 以 上 の 場 合 について、⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取 (18) (⑪の金額) 引総額を割り戻して計算する方法(割戻し計算)によ 課 5 課95 り計算していませんか。 ⑰のうち、課税売上げにのみ要するもの ⑲ 税億税% 売未 対 ⑩のうち、課税売上げと非課税売上げに 応共通して要するも 上満方 方式 個別対応方式により控除する課 税 仕入れ 等の税 額 上超割の 【No.100】 令和 5 年 10 月 1 日以後に行った課税仕入  $[(19+(20\times4)/7)]$ れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のA欄、 高又合場 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ ② B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積 がはが合等の税額 (①×④/⑦) み上げて計算する方法 (積上げ計算) により計算して 控の課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る いる場合、適格請求書発行事業者以外の者から行っ 消費税額の調整(加算又は減算)額 た課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適 調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) 用を受ける仕入税額について、②のA欄、B欄の金額 に転用した場合の調整(加算又は減算)額 を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方 居 住 用 賃 貸 建 物 を 課 税 賃 貸 用 額整に供した(譲渡した)場合の加算額 法(割戻し計算)により計算していませんか。 除 対 象 仕 入 税 貊 (26) [(B、2)又は22の金額)±33±24+25]がプラスの時 引控 除過大調 整 税 額 (27) [(®、②又は②の金額)±②±②+⑤]がマイナスの時 【No.101】課税売上高が5億円超又は課税売上割合が ※付表1=3の(3)A相 95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費 貸 倒回収に係る消費税 額 28

税額を全額控除していませんか。